

(案)

地震災害対策編

<目 次>

地震災害対策編

第1章 総論	1
第1節 計画の主旨.....	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	3
第3節 地震発生の条件.....	6
第2章 災害予防対策	19
第1節 地震災害予防対策の基本的な考え方.....	19
第2節 防災思想・知識の普及.....	20
第3節 自主防災組織の活動.....	24
第4節 事業者の防災対策.....	26
第5節 ボランティアによる防災活動.....	26
第6節 防災訓練の実施.....	26
第7節 業務継続計画の策定.....	27
第8節 地震災害予防対策.....	28
第9節 水害予防対策.....	32
第10節 地盤災害予防対策.....	32
第11節 孤立地区対策.....	33
第12節 市民生活の確保対策.....	34
第13節 要配慮者の支援対策.....	38
第14節 広域的な応援体制の整備.....	38
第15節 情報通信システムの整備.....	38
第16節 ライフラインの耐震対策.....	39
第17節 公共土木施設等の耐震対策.....	42
第18節 危険物施設等の耐震対策.....	46
第19節 災害復旧・復興への備え.....	48
第3章 災害応急対策	49
第1節 市の災害応急活動.....	49
第2節 通信連絡.....	51
第3節 情報活動.....	52
第4節 広報活動.....	62
第5節 避難活動.....	64

目 次

第 6 節 緊急輸送活動	66
第 7 節 交通応急対策活動	66
第 8 節 消防活動	67
第 9 節 水防活動	69
第 10 節 人命救助活動	69
第 11 節 災害救助法の適用	69
第 12 節 食料及び生活必需品等の確保・供給	69
第 13 節 飲料水の確保・供給	69
第 14 節 医療救護活動	69
第 15 節 災害廃棄物等の処理	70
第 16 節 防疫・衛生活動	71
第 17 節 保健衛生活動	71
第 18 節 死体の搜索・措置・埋葬	71
第 19 節 動物の管理	71
第 20 節 応急住宅対策	72
第 21 節 応急教育活動	73
第 22 節 要配慮者に対する支援活動	73
第 23 節 孤立地区に対する支援活動	73
第 24 節 応援協力活動	73
第 25 節 ボランティア等への支援	73
第 26 節 自衛隊災害派遣要請の要求等	73
第 27 節 消防防災ヘリコプターの出動要請	73
第 28 節 ライフラインの確保	73
第 29 節 公共土木施設等の確保	74
第 30 節 危険物施設等の安全確保	77
第 31 節 社会秩序維持活動	79
 第 4 章 災害復旧・復興対策	 80
第 1 節 災害復旧対策	80
第 2 節 復興計画	82
第 3 節 被災者の生活再建支援	83
 第 5 章 南海トラフ地震防災対策推進計画	 84
第 1 節 総則	84
第 2 節 関係者との連携協力の確保	85
第 3 節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	86
第 4 節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等	91

目 次

第 5 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	95
第 6 節 防災訓練計画.....	96
第 7 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	97

第1章 総論

第1節 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新居浜市（以下「市」という。）の地域に係る地震防災対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

また、愛媛県全域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震に伴い発生する津波からの防護や円滑な避難の確保に関する事項及び地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めることで、市域における地震防災対策の一層の推進を図る。

特に、市においては、地震災害による人的被害等の軽減を図るため、減災目標を設定するとともに、その実現のための市民運動を展開する。

2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに市民が、地震防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じて見直しを行うものである。

3 計画の構成

本編の構成は、次の5章による。

(1) 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地震発生の条件などの計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の耐震性確保、市民生活の確保方策などの予防対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策を示す。

(4) 第4章 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

(5) 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に関する対策を示す。

4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、**災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）**の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、市民が自らの安全を自らで守る「自助」を実践したうえで、地域において互いに助け

合う「共助」に努めるとともに、市及び県がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、市民、自主防災組織、事業者、県及び市がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特に、いつでもどこでも起りうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実は元より、市民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることができることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）、愛媛県地域防災計画及び新居浜市地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項、防災関係者の連携協力の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図る。

- | | |
|-----|-----------------|
| 資料編 | ・新居浜市防災会議条例 P1 |
| | ・新居浜市防災会議委員 P3 |
| | ・愛媛県防災対策基本条例 P7 |

5 國土強靭化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

風水害等対策編第1章第1節5 「國土強靭化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等」を準用する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 新居浜市

- (1) 市地域防災計画（地震災害対策編）の作成
- (2) 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定
- (3) 地震防災に関する組織の整備
- (4) 防災思想・知識の普及
- (5) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (6) 自主防災組織の育成指導その他市民の地震災害対策の促進
- (7) 防災訓練の実施
- (8) 地震防災のための施設等の整備
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (10) 被災者の救出、救護等の措置
- (11) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、**難病患者**、妊産婦、乳幼児、**アレルギー等の慢性疾患を有する者**、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (12) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び指定避難所の開設
- (13) 消防、水防その他の応急措置
- (14) 被災児童、生徒の応急教育の実施
- (15) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (16) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (17) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (18) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (19) 緊急輸送の確保
- (20) 災害復旧の実施
- (21) その他地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 愛媛県

- (1) 県地域防災計画（地震災害対策編）の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他県民の地震災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 地震防災のための装備・施設等の整備
- (8) 地震及び津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (11) 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保

- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の地震災害応急対策の連絡調整
- (21) その他地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

風水害等対策編第1章第2節3「指定地方行政機関」を準用する。

4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

風水害等対策編第1章第2節4「自衛隊」を準用する。

5 指定公共機関

- (1) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（1）日本郵便株式会社（新居浜郵便局）」を準用する。
- (2) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（2）日本銀行（松山支店）」を準用する。
- (3) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（3）日本赤十字社（愛媛県支部）」を準用する。
- (4) 日本放送協会（松山放送局）
 - ア 市民に対する防災知識の普及に関すること。
 - イ 地震情報及びその他地震に関する情報の正確、迅速な提供による市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
 - エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。
- (5) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（5）西日本高速道路株式会社（四国支社）」を準用する。
- (6) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（6）独立行政法人水資源機構（池田総合管理所）」を準用する。
- (7) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（7）電源開発株式会社（西日本支店）、電源開発送変電ネットワーク株式会社（岡山送変電事業所）」を準用する。
- (8) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（8）四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（四国支社）」を準用する。
- (9) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（9）西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」を準用する。
- (10) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（10）日本通運株式会社（四国支店新居浜営業課）、福山通運株式会社（新居浜営業所）、佐川急便株式会社（新居浜営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）」を準用する。
- (11) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（11）四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社（新居浜支社）」を準用する。
- (12) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（12）KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社」を準用する。
- (13) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（13）イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート」を準用する。

6 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
- (2) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - ア 検案時の協力に関すること。
 - イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社ハートネットワーク、株式会社愛媛新聞社
 - ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、ニュース番組等による市民に対する防災知識の普及に関すること。

- イ 地震、津波に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
 - ウ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。
 - オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。
- (4) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会
- ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

風水害等対策編第1章第2節7「その他公共的団体及び防災上重要な施設等の管理者」を準用する。

8 市民

風水害等対策編第1章第2節8「市民」を準用する。

9 事業者

風水害等対策編第1章第2節9「事業者」を準用する。

第3節 地震発生の条件

1 地質

本市の地質は、中央構造線によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帶と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。

外帯には、三波川帯が帶状構造で分布し、結晶片岩類からなる地層で構成されている。

2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層帯である。

文部科学省の地震調査委員会では、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7～12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9～11年度）、愛媛県（平成8～11年度）及び地域地盤環境研究所（平成19年度）、文部科学省研究開発局・京都大学防災研究所（平成23～25年度）、文部科学省研究開発局・京都大学大学院理学研究科（平成26～28年度）等によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

(1) 断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層は更に西に延び、別府湾を経て大分県由布市に至る全長約444kmの長大な断層である。

(2) 断層帯の過去の活動

徳島県美馬市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間（讃岐山脈南縁西部区間）の最新活動は、16世紀以後、17世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2～7m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1,000～1,500年であった可能性がある。

愛媛県新居浜市付近の岡村断層による区間（石鎚山脈北縁区間）の最新活動は、15世紀以後であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は6～8m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1,500～1,800年であった可能性がある。

愛媛県西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間（石鎚山脈北縁西部区間）の最新活動は、15世紀以後、18世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2～5m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約700～1,300年であった可能性がある。

愛媛県松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間（伊予灘区間）の最新活動は17世紀以後、19世紀以前と推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約2,900～3,300年であった可能性がある。

(3) 断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。

また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、更にはこれら4つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

セグメント区分と想定地震規模

セグメント名	石鎚山脈北縁西部	伊予灘	石鎚山脈北縁 (岡村断層)	讃岐山脈南縁西部
区間	西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間	松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間	新居浜市付近の岡村断層による区間	美馬市付近の三野断層から新居浜市付近の石鎚断層に至る区間
長さ	約41km	約88km	約29km	約82km
マグニチュード (将来の活動)	7.5程度	8.0程度 若しくはそれ以上	7.3程度	8.0程度 若しくはそれ以上
ずれの量 (将来の活動)	4m程度	8m程度 若しくはそれ以上	3m程度	8m程度 若しくはそれ以上
最新活動時期	15世紀以後、 18世紀以前	17世紀以後、 19世紀以前	15世紀以後	16世紀以後、 17世紀以前
再来間隔	約700～1,300年	約2,900～3,300年	約1,500～1,800年	約1,000～1,500年
地震後経過率 (T/R)	0.2～0.9	0.04～0.1	0.4以下	0.2～0.5
発生確率 (30年以内)	ほぼ0～11%	ほぼ0%	0.01%以下	ほぼ0～0.4%
断層面	高角度 (地表付近)	高角度 (深さ2km以浅)	高角度 (地表付近)	高角度(地表付近) 北傾斜25° (深さ0.6km以浅)

※参照：「中央構造線断層帯（金剛山地東縁ー由布院）の長期評価（第二版）」

（平成29年12月19日地震調査研究推進本部地震調査委員会）

3 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

（1）南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約700kmの細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という。）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という。）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの地震」である。この「最大クラスの地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

（2）過去の地震について

歴史記録によると、南海トラフで発生した大地震は、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの約1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回あった可能性が高い。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると見なせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対して、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南

海地震とその後に発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量を基に次の地震までの発生間隔を求めるとき、88.2年となる。現時点（2024年1月1日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に70年以上が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

（3）南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854年）では、震源域が異なる。また、宝永地震（1707年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946年）や安政南海地震（1854年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684年）よりも前に、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。

また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707年）クラスの大地震は、300～600年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いため、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりを正確に把握することは困難である。

なお、高知県の蟹ヶ池では、約2,000年前の津波堆積物がその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707年）よりも大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

（4）次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれて高まり、今後30年以内の地震発生確率は70%から80%程度となる。

なお、最大クラスの地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、その発生頻度は100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。

4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

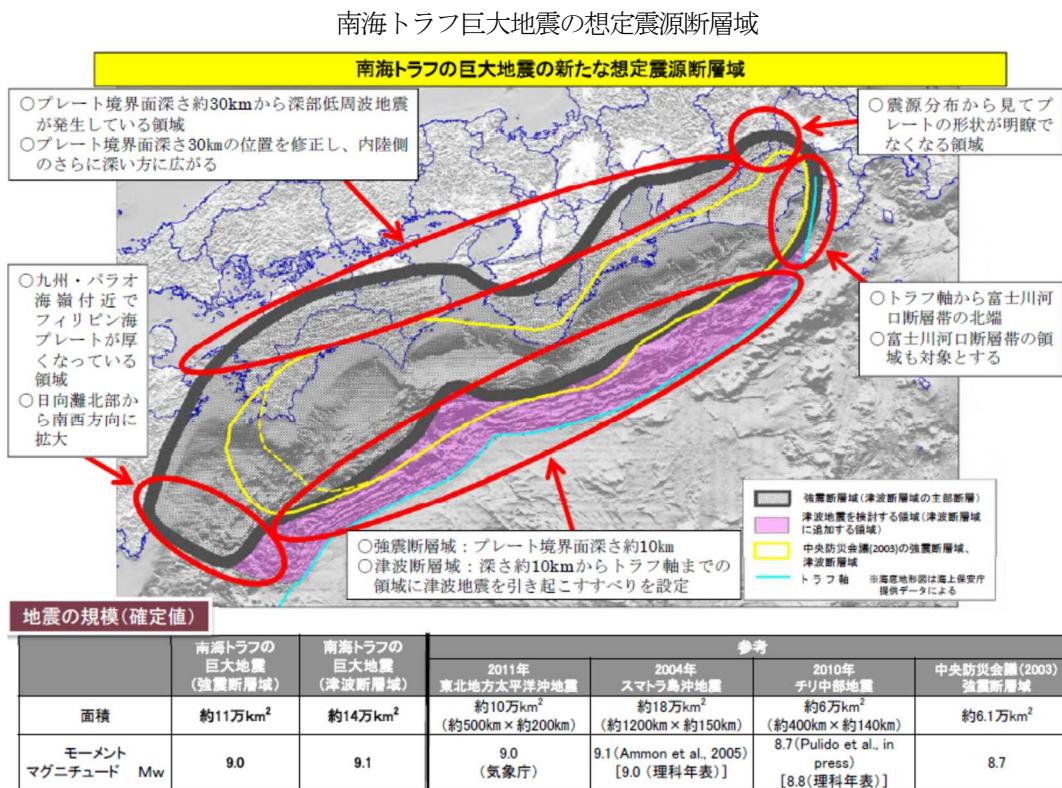
安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ40～60km）が破壊される（ずれる）ことによってM6.7～M7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の「平成13年（2001年）芸予地震」である。

5 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の想定震源断層域にほぼ全域が含まれているほか、本県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があ

ことから、平成12～13年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成25年6月10日に震度分布、津波浸水想定等、平成25年12月26日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。



※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」平成25年3月31日公表

(1) 目的

本県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、市や県の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、市民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを促進することを目的とする。

(2) 調査の内容

- ア 地震動・液状化・土砂災害の想定
- イ 津波の想定
- ウ 建物被害
- エ 屋外転倒、落下物の発生
- オ 人的被害
- カ ライフライン被害
- キ 交通施設被害
- ク 生活支障
- ケ その他被害
- コ 経済被害（直接被害）
- サ 被災シナリオ

(3) 前提条件

- ア 季節、時刻等の想定シーン

季節・発生時刻については、被害様相が異なる特徴的な次の3シーンにより検討した。

さらに、火災による被害は、風速によって被害の様相が異なるため、平均風速と強風時の風速により

検討を行った。

イ 想定地域単位

震度分布、液化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

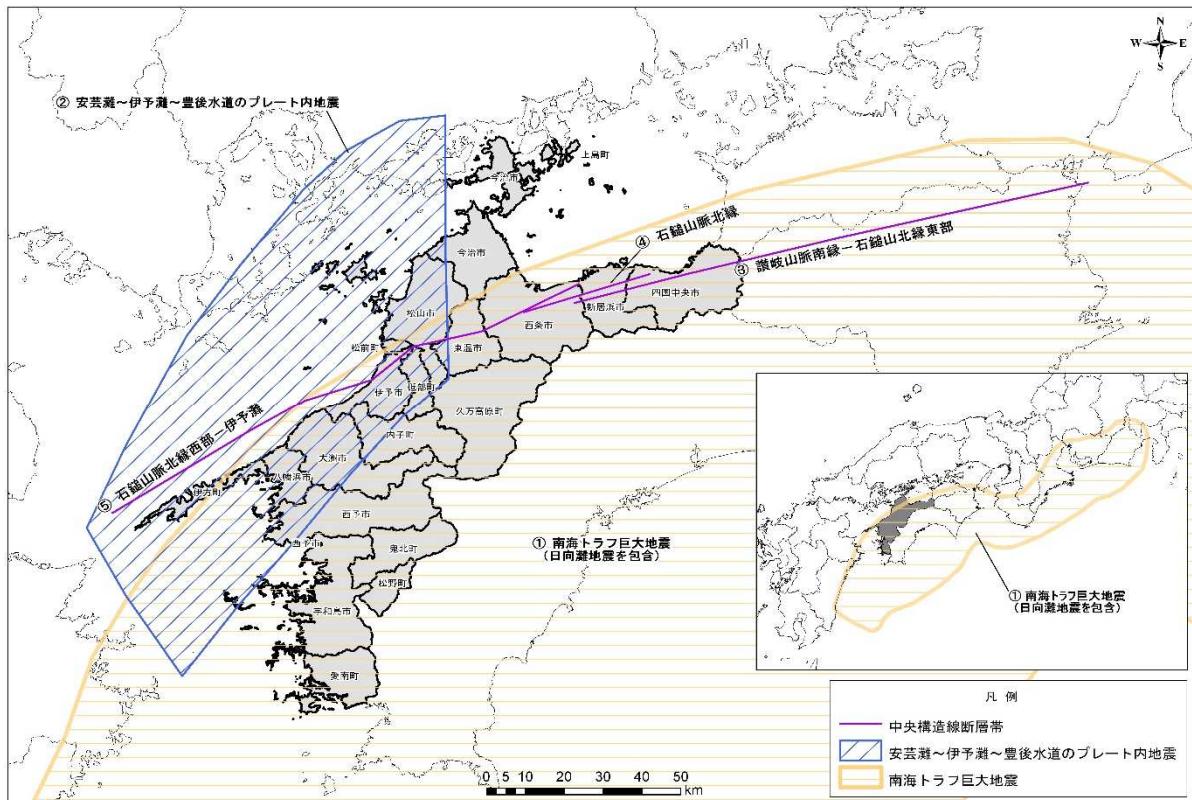
津波高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> 多くの自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(4) 想定する地震

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

名 称	マグニチュード
①南海トラフ巨大地震	9.0 (津波:9.1)
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (芸予地震)	7.4
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (中央構造線断層帶)	8.0
④石鎚山脈北縁 (岡村断層) の地震 (中央構造線断層帶)	7.3
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘 (中央構造線断層帶)	8.0



6 地震被害想定調査結果

県がまとめた「愛媛県地震被害想定調査（平成25年6月）」による本市の想定調査結果は、次のとおりである。

（1）地震動

想定地震における新居浜市の最大震度と震度面積割合

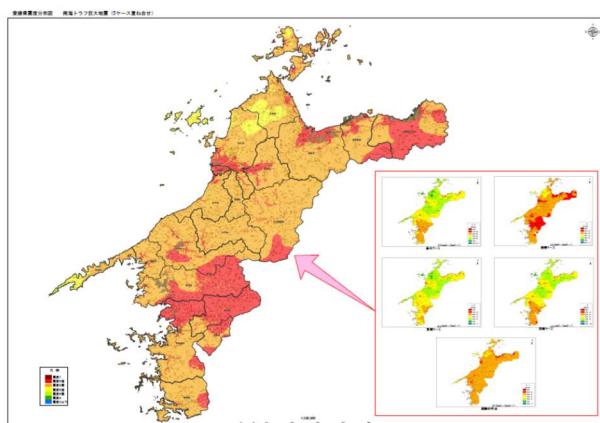
区分	想定ケース等	最大震度	震度 面積割合						
			7	6強	6弱	5強	5弱	4	3以下
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	6弱	0.0%	0.0%	6.6%	55.5%	37.9%	0.0%	0.0%
	陸側ケース	7	5.1%	34.3%	60.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	東側ケース	6弱	0.0%	0.0%	7.8%	59.6%	32.6%	0.0%	0.0%
	西側ケース	6弱	0.0%	0.0%	4.8%	33.0%	62.2%	0.0%	0.0%
	経験的手法	6強	0.0%	8.7%	90.9%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	5強	0.0%	0.0%	0.0%	7.6%	29.5%	62.9%
		ケース2 (南から破壊)	5強	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	25.9%	72.6%
	②' 南側	ケース1 (北から破壊)	5弱	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%	65.5%
		ケース2 (南から破壊)	5弱	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	34.8%
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	ケース1 (東から破壊)	7	3.1%	13.9%	21.2%	28.5%	33.4%	0.0%	0.0%
	ケース2 (西から破壊)	7	7.9%	20.9%	19.4%	47.3%	4.5%	0.0%	0.0%
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	7	3.1%	12.7%	31.4%	45.8%	7.1%	0.0%	0.0%
	ケース2 (西から破壊)	7	0.8%	11.6%	29.8%	51.8%	6.0%	0.0%	0.0%
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震	ケース1 (東から破壊)	6強	0.0%	6.8%	14.3%	32.3%	40.7%	5.8%	0.0%
	ケース2 (西から破壊)	6強	0.0%	0.9%	12.4%	28.6%	42.9%	15.2%	0.0%

想定地震における新居浜市の最大震度

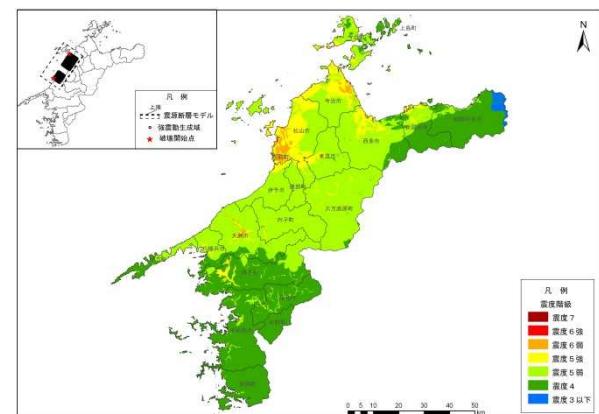
新居浜市	①南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のブ レート内地震		③讃岐山脈 南縁～石鎚 山脈北縁東 部の地震	④石鎚山脈北 縁の地震	⑤石鎚山脈北 縁西部～伊 予灘の地震
		②北側	②' 南側			
	7	5強	5弱	7	7	6強

資料編・震度分布図・液状化危険度分布図（南海トラフ巨大地震） P856

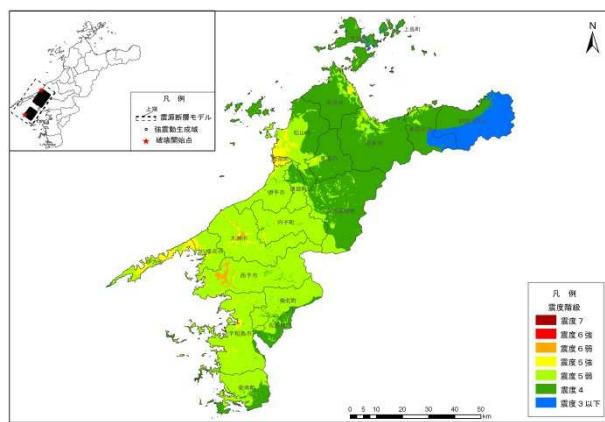
①南海トラフ巨大地震の震度分布
(5ケースの重ね合わせ)



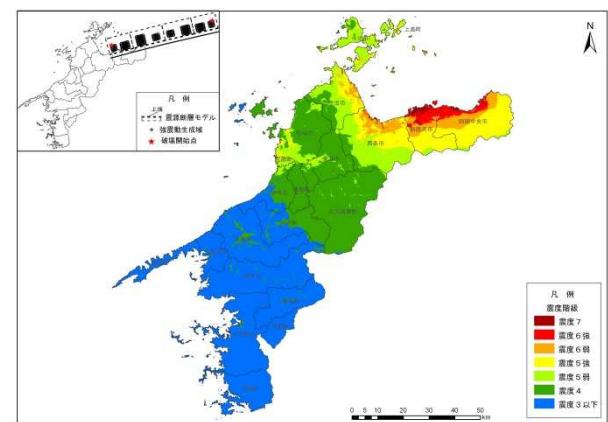
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内
の地震（北側）の震度分布
(2ケースの重ね合わせ)



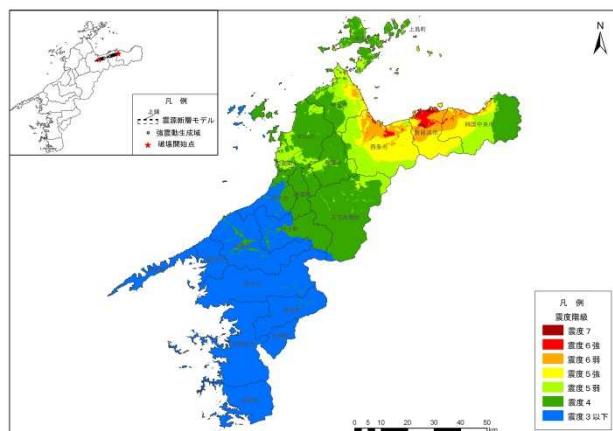
②' 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内
の地震（南側）の震度分布
(2ケースの重ね合わせ)



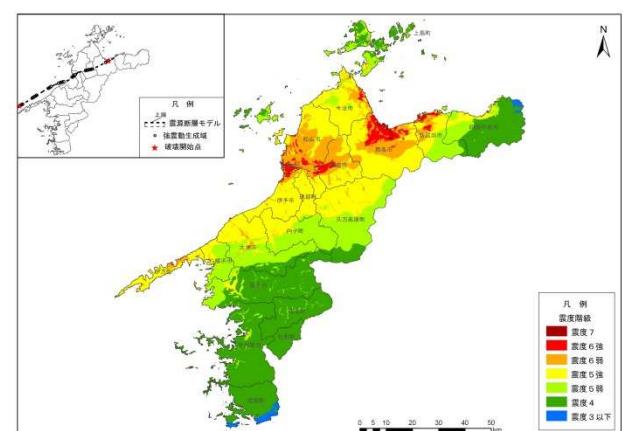
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震の
震度分布 (2ケースの重ね合わせ)



④石鎚山脈北縁の地震の震度分布
(2ケースの重ね合わせ)



⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震の震度分布
(2ケースの重ね合わせ)



(2) 液状化危険度

液状化指数と液状化の可能性

液状化指数 (PL)	液状化危険度
$30.0 < PL$	液状化危険度が極めて高い。
$15.0 < PL \leq 30.0$	液状化危険度がかなり高い。
$5.0 < PL \leq 15.0$	液状化危険度が高い。
$0.0 < PL \leq 5.0$	液状化危険度が低い。
$PL = 0.0$	液状化危険度がかなり低い。

想定地震における新居浜市の液状化の危険度

区分	想定ケース等	最大値	$30 < PL$	$15 < PL \leq 30$	$5 < PL \leq 15$	$0 < PL \leq 5$	$PL = 0$	
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	63.0	6.3%	5.5%	0.8%	8.1%	79.3%	
	陸側ケース	80.8	12.3%	1.1%	7.3%	0.0%	79.3%	
	東側ケース	62.7	6.8%	4.9%	1.5%	7.5%	79.3%	
	西側ケース	58.2	5.2%	4.1%	3.1%	7.9%	79.6%	
	経験的手法	75.8	10.4%	2.5%	7.8%	0.0%	79.3%	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	38.1	1.9%	3.1%	5.6%	9.5%	79.8%
		ケース2 (南から破壊)	20.4	0.0%	0.6%	7.2%	9.8%	82.5%
	②' 南側	ケース1 (北から破壊)	12.1	0.0%	0.0%	2.2%	8.0%	89.9%
		ケース2 (南から破壊)	5.4	0.0%	0.0%	0.0%	6.9%	93.1%
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	ケース1 (東から破壊)	76.3	10.2%	1.9%	7.3%	1.2%	79.3%	
	ケース2 (西から破壊)	82.8	10.4%	2.4%	7.5%	0.5%	79.3%	
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	80.1	10.2%	1.8%	6.9%	1.7%	79.3%	
	ケース2 (西から破壊)	74.5	9.3%	2.3%	7.0%	2.2%	79.3%	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震	ケース1 (東から破壊)	71.8	5.1%	6.5%	1.9%	7.3%	79.3%	
	ケース2 (西から破壊)	55.0	4.5%	6.7%	1.8%	7.4%	79.6%	

資料編・震度分布図・液状化危険度分布図 (南海トラフ巨大地震) P856

(3) 土砂災害危険度

土砂災害危険度ランク

ランク	土砂災害危険度
A	危険度が高い
B	危険度がやや高い
C	危険度が低い

想定地震における土砂災害の危険度

区分	想定ケース等	急傾斜地崩壊危険箇所 (砂防課所管)				山腹崩壊危険地区 (森林整備課所管)			
		箇所数	箇所数			箇所数	箇所数		
			A	B	C		A	B	
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	160	44	63	53	98	15	35	48
	陸側ケース	160	131	29	0	98	61	37	0
	東側ケース	160	46	70	44	98	15	32	51
	西側ケース	160	27	60	73	98	11	21	66
	経験的手法	160	131	29	0	98	61	37	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	160	2	46	112	98	0	23
		ケース2 (南から破壊)	160	0	34	126	98	0	14
	②'南側	ケース1 (北から破壊)	160	0	17	143	98	0	0
		ケース2 (南から破壊)	160	0	7	153	98	0	0
		ケース1 (東から破壊)	160	89	55	16	98	34	44
③讃岐山脈南縁一石鎚山脈北縁東部の地震		ケース2 (西から破壊)	160	113	45	2	98	53	41
		ケース1 (東から破壊)	160	97	56	7	98	44	40
		ケース2 (西から破壊)	160	98	53	9	98	41	40
		ケース1 (東から破壊)	160	42	79	39	98	14	44
④石鎚山脈北縁の地震		ケース2 (西から破壊)	160	31	68	61	98	10	37
		ケース1 (東から破壊)	160	42	79	39	98	14	44
⑤石鎚山脈北縁西部一伊予灘の地震		ケース2 (西から破壊)	160	31	68	61	98	10	37

区分	想定ケース等	地すべり危険箇所 (砂防課所管)					地すべり危険地区 (森林整備課所管)		
		箇所数	箇所数			箇所数	箇所数		
			A	B	C		A	B	C
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	14	4	8	2	5	1	3	1
	陸側ケース	14	14	0	0	5	4	1	0
	東側ケース	14	3	9	2	5	1	3	1
	西側ケース	14	2	8	4	5	1	3	1
	経験的手法	14	14	0	0	5	4	1	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	14	0	6	8	5	0	4
		ケース2 (南から破壊)	14	0	4	10	5	0	4
	②' 南側	ケース1 (北から破壊)	14	0	0	14	5	0	0
		ケース2 (南から破壊)	14	0	0	14	5	0	0
	ケース1 (東から破壊)	14	5	6	3	5	3	1	1
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	ケース2 (西から破壊)	14	9	5	0	5	4	1	0
	ケース1 (東から破壊)	14	8	6	0	5	4	1	0
	ケース2 (西から破壊)	14	7	7	0	5	4	1	0
	ケース1 (東から破壊)	14	3	6	5	5	3	1	1
	ケース2 (西から破壊)	14	3	5	6	5	2	2	1
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	14	5	6	3	5	3	1	1
	ケース2 (西から破壊)	14	9	5	0	5	4	1	0
	ケース1 (東から破壊)	14	8	6	0	5	4	1	0
	ケース2 (西から破壊)	14	7	7	0	5	4	1	0
	ケース1 (東から破壊)	14	3	6	5	5	3	1	1
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震	ケース2 (西から破壊)	14	3	5	6	5	2	2	1

区分	想定ケース等	地すべり危険箇所 (農地整備課所管)				
		箇所数	箇所数			
			A	B	C	
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	2	0	0	2	
	陸側ケース	2	2	0	0	
	東側ケース	2	0	0	2	
	西側ケース	2	0	0	2	
	経験的手法	2	0	2	0	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	2	0	0	2
		ケース2 (南から破壊)	2	0	0	2
	②' 南側	ケース1 (北から破壊)	2	0	0	2
		ケース2 (南から破壊)	2	0	0	2
	ケース1 (東から破壊)	2	0	0	2	
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	ケース2 (西から破壊)	2	0	0	2	
	ケース1 (東から破壊)	2	0	0	2	
	ケース2 (西から破壊)	2	0	0	2	
	ケース1 (東から破壊)	2	0	0	2	
	ケース2 (西から破壊)	2	0	0	2	
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	2	0	0	2	
	ケース2 (西から破壊)	2	0	0	2	
	ケース1 (東から破壊)	2	0	0	2	
	ケース2 (西から破壊)	2	0	0	2	
	ケース1 (東から破壊)	2	0	0	2	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震	ケース2 (西から破壊)	2	0	0	2	

(4) 津波想定結果

ア 津波到達時間

代表地点における津波到達時間

代表地点名	最短津波到達時間（分）						
	±20cm	+ 1 m*	+ 2 m	+ 3 m	+ 5 m	+10m	最高津波水位
新居浜港	11	235	—	—	—	—	451

※+ 1 m : 津波水位から初期潮位を引いた波高が+ 1 mになった時間 (+ 2 m以上も同様)

イ 最高津波水位

代表地点における最高津波水位

代表地点名	地域 海岸名	最高津波水位		
		(T. P. m)	うち塑望平均 満潮位 (m)	うち津波波高 (m)
新居浜港	燧灘	3.4	1.9	1.5

ウ 浸水面積、最大浸水深

浸水面積及び最大浸水深

市町名	浸水面積 (ha)						最大浸水 深(m)
	1 cm以上	30cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10m以上	
新居浜市	955	794	475	160	—	—	3.9

資料編・津波ハザードマップ P857

(5) 定量的な被害

県がまとめた「愛媛県地震被害想定調査（平成25年12月）」による本市の想定調査結果は、次のとおりである。

なお、上記想定地震による被害を推計した結果、愛媛県に最大の被害をもたらす地震は、「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」であり、以下では、想定される最大の被害を示す。

ア 建物被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の建物被害

市町名	全壊棟数（棟数）／冬18時（風速：強風）					
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	地震火災 (焼失)	合計
新居浜市	14,795	1,130	14	706	18,524	35,169

市町名	半壊棟数（棟数）／冬18時（風速：強風）				
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計
新居浜市	10,367	1,216	32	1,250	12,865

イ 人的被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の人的被害

市町名	死者数（人）／冬深夜（風速：強風）						
	建物倒壊	土砂災害	津波	火災	ブロック塀倒壊等	合計	
		うち屋内 収容物等					
新居浜市	850	57	1	455	536	0	1,842

市町名	負傷者数（人）／冬深夜（風速：強風）						
	建物倒壊	土砂災害	津波	火災	ブロック塀倒壊等	合計	
		うち屋内 収容物等					
新居浜市	4,769	840	1	33	258	0	5,061

市町名	自力脱出困難者・要救助者（人）／冬深夜		
	揺れに伴う自力脱出困難者	津波による要救助者	
新居浜市	2,901		45

ウ ライフライン被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市のライフライン被害

市町名	直後／冬18時（風速：強風）					
	上水道		下水道		電力	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
新居浜市	117,497	99.9	72,490	98.2	62,782	100.0

市町名	直後／冬18時（風速：強風）					
	通信（固定電話）		都市ガス		L Pガス	
	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	供給停止戸数 (戸)	供給停止率 (%)	容器転倒戸数 (戸)	ガス漏洩戸数 (戸)
新居浜市	97,974	99.1	0	—	1,660	1,176

エ 交通施設被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の交通施設被害

市町名	交通施設				
	道路		鉄道		港湾
	被害箇所数 (浸水域内外) (箇所)	被害箇所数 (浸水域内外) (箇所)	港湾 (箇所)	漁港 (箇所)	
新居浜市	9	39	61	31	

オ 生活支障

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の生活支障

市町名	生活支障／冬18時 (風速：強風)					
	避難者（人）					
	避難者計 (1日後)	避難所	避難者計 (1週間後)	避難所	避難者計 (1ヶ月後)	避難所
新居浜市	54,753	34,523	58,428	34,109	81,348	24,404

市町名	生活支障／冬18時 (風速：強風)					
	帰宅困難者（人）		物資不足量			
	帰宅 困難者	居住ゾーン外 への外出者	(1～3日後)		(4～7日後)	
			食糧（食）	飲料水（l）	食糧（食）	飲料水（l）
新居浜市	6,938	6,381	257,657	529,365	493,652	1,126,025

市町名	生活支障／冬18時 (風速：強風)					
	医療機能支障（人）		仮設住宅 必要世帯数	仮設トイレ不足量		
	入院 不足量	外来 不足量	自力生活再建 困難者世帯数 (世帯)	1日後 (基)	1週間後 (基)	1ヶ月後 (基)
新居浜市	1,989	2,373	9,031	115	114	81

カ その他被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市のその他被害

市町名	その他被害／冬18時 (風速：強風)					
	災害廃棄物		避難行動 要支援者 (人)	文化財の被害		孤立集落
	災害廃棄物 (万t)	津波堆積物 (万t)	揺れ (施設)	火災 (施設)	津波 (施設)	農業集落 (集落)
新居浜市	234.83	55.3	8,428	0	0	0

市町名	その他被害／冬18時 (風速：強風)					
	ため池被害					
	危険度ランクA		危険度ランクB		危険度ランクC	
新居浜市	20	259	17	183	13	117

市町名	その他被害／冬18時 (風速：強風)			
	漁業被害		農業被害	
	漁場 被害面積 (m ²)	漁船 被害数 (隻)	液状化 被害面積 (m ²)	津波浸水 被害面積 (m ²)
新居浜市	4,936,281	0	3,296,642	1,403,224

第2章 災害予防対策

地震による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐震性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本章においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

第1節 地震災害予防対策の基本的な考え方

1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的な考え方

(1) 総合的な地震災害対策のための基本的な考え方

県において、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

(2) 過去に遡った地震の想定

県において、地震の想定に当たっては、古文書等の史料の分析、地形・地質の調査など科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

(3) 地震被害想定に係る留意点

県において、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行っている。

市は、県が算定した被害想定を基に、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策が必要である。

(4) 南海トラフ地震防災対策推進地域における措置

南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施する。

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市、**県及び関係機関**は、市民等に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

さらに、地震防災対策の円滑な実施を確保するため、市職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、住民等に対して地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

なお、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

1 市職員に対する教育

市職員として的確かつ円滑な地震防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 地震に関する基礎知識、一般的な知識
- (2) 市地域防災計画（地震災害対策編）と市の地震防災対策に関する知識
- (3) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における地震防災対策
- (8) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (9) 地震対策の課題その他必要な事項

なお、上記（3）、（4）、（5）及び（6）については、毎年度、各課室等において、所属職員に対して十分に周知するとともに、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

また、専門的知識を有する防災担当職員の確保及び育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省編）等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、地震に関する基礎知識を修得させるとともに、地震発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の地震災害等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 小学校の児童、中学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
- (4) 学校教育は元より様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、**地震**災害と防災に関する理解向上に努める。

3 市民に対する防災知識の普及

地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座

の開催などにより、地震及び防災に関する知識の普及、啓発を図る。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 地震に関する基礎知識
- (イ) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (オ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (カ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に、具体的にとるべき行動、避難場所や避難所でのとるべき行動に関する知識
- (キ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (ク) 防災関係機関等が講ずる地震防災対策等に関する知識
- (ケ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (コ) 山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (サ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (シ) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、ブロック塀の倒壊防止、火災予防、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等、家庭における防災対策に関する知識
- (ス) 応急手当等看護に関する知識
- (セ) 避難生活に関する知識
- (ソ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (タ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (チ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (ツ) 防災士の活動等に関する知識
- (テ) 南海トラフ地震に伴う地震動に関する知識（地震被害想定調査、液状化危険度調査等）
- (ト) 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性
- (ナ) 規模の大きな地震が連続発生する可能性
- (ニ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (ヌ) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 新居浜市防災センターを活用した体験・学習の実施
- (イ) ケーブルテレビ等の活用
- (ウ) インターネット（市ホームページ、SNS）の活用
- (エ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (オ) 映画、DVD等の利用
- (カ) 出前講座、講演会、講習会の実施
- (キ) 広報車の巡回
- (ク) 防災訓練の実施
- (ケ) 各種ハザードマップの利用及び公共施設などへの掲示

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防

災に関する教育の普及促進を図る。

ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財巡回活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 各種団体を通じた啓発

各種団体に対して、研修会、講演会、DVD等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設やショッピングセンター、スーパーマーケット、興行場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対して、緊急地震速報の活用や、地震発生時における施設管理者の執るべき措置について知識の普及に努める。

(5) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」等における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～23日までの一週間）」、「防災の日（9月1日）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

(6) 相談コーナーの設置

市は、それぞれの部局等において所管する事項について、市民の地震防災対策に関する相談に積極的に応じる。

なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談コーナーを、次のとおり設置する。

ア 総括的な事項

市民環境部危機管理課において設置する。

イ 建築に関する事項

建設部建築住宅課において設置する。

(7) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市はその制度の普及促進に努める。

4 企業の活動

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」の定めるところによるが、各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献など）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、事業所の耐震化の実施や、防災体制の整備、予想被害に対する復旧計画の策定や各計画の点検・見直しのほか、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災訓練などの防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る企業は、国や県、市などが実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、企業の防災に関する取組を企業自身が積極的に評価等することなどにより、企業の防災力の向上を図る。このため、市は、県と連携して企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うよう努める。

5 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫や、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて施す。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザード

マップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うこと等の周知徹底にも努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(4) 防災と福祉の連携等

危機管理課と福祉部等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3節 自主防災組織の活動

地震による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが、地震や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、市及び県は、自主防災組織の育成強化に努め、市民による自発的な防災活動を促進する。

1 市民の果たすべき役割

市民は、地震災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び地震発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

(1) 平常時の実施事項

- ア 地震防災に関する知識の習得に努める。
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- エ 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び、家族等との連絡方法を確認する。
- オ 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- カ がけ崩れ等災害が発生するおそれのある地域の危険箇所の把握に努める。
- キ 建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講じる。
- ク 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講じる。
- ケ 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。
- コ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。
- サ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- シ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ス 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- セ 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- ソ 消火器、感震ブレーカーなどの必要な資機材を備えるよう努める。
- タ ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。
- チ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員及び消防団等の協力団体や個人に対して、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- ツ 自然災害による損害を補償する保険・共済の加入など、被災後の生活再建に備えるよう努める。

(2) 地震発生時の実施事項

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 出火防止及び初期消火に努める。
- ウ 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- エ 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- オ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- カ 自力による生活手段の確保を行う。
- キ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ク 秩序を守り、衛生に注意する。
- ケ 自動車、電話の利用を自粛する。
- コ 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

2 自主防災組織の育成強化

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」2自主防災組織の育成強化を準用する。

3 地域における自主防災組織の果たす役割

地震による被害を軽減するためには、市民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくることが、より効果的である。このため、市及び県は、自主防災組織の育成強化に努め、県民による自発的な防災活動を促進する。

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためにには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項

- ① 南海トラフ地震等の知識
- ② 地震情報の性格や内容
- ③ 平常時における防災対策
- ④ 災害時の心得
- ⑤ 自主防災組織が活動すべき内容
- ⑥ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 「自主防災マップ」の作成

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割(2)「自主防災マップ」の作成を準用する。

(3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割(3)「自主防災組織の防災計画書」の作成を準用する。

(4) 「自主防災組織の台帳」の作成

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割(4)「自主防災組織の台帳」の作成を準用する。

(5) 「防災点検の日」の設置

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割(5)「防災点検の日」の設置を準用する。

(6) 防災訓練の実施

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割(6)防災訓練の実施を準用する。

(7) 地域内の他組織との連携

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割(7)地域内の他組織との連携を準用する。

(8) 情報の収集・伝達体制の整備

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割(8)情報の収集・伝達体制の整備を準用する。

(9) 避難行動要支援者の支援体制の整備

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割(9)避難行動要支援者の支援体制の整備を準用する。

(10) 資機材等の備蓄

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割(10)資機材等の備蓄を準用する。

4 市の活動

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」4市の活動を準用する。

5 自主防災組織と消防団等との連携

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」5自主防災組織と消防団等との連携を準用する。

6 事業所等における自主防災活動

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」6 事業所等における自主防災活動を準用する。

7 地域における自主防災活動の推進

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」7 地域における自主防災活動の推進を準用する。

8 地域と学校との連携

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」8 地域と学校との連携を準用する。

第4節 事業者の防災対策

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」を準用する。

第5節 ボランティアによる防災活動

風水害等対策編第2章第5節「ボランティアによる防災活動」を準用する。

第6節 防災訓練の実施

風水害等対策編第2章第6節「防災訓練の実施」を準用する。

第7節 業務継続計画の策定

市、県及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努める。

1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 市の業務継続計画

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定により、業務継続性の確保を図る。

- (1) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。
- (2) 躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
- (3) 大規模災害時には、被災者支援システム（被災者の氏名・住所や、被災状況の管理、罹災証明書の発行、各種義援金の交付等を総合的に管理するシステム等）の導入に關係各課が対応し、迅速かつ的確な被災者支援や復旧・復興業務が行えるよう、あらかじめ庁内の体制整備に努める。
- (4) 保有する施設、設備について、代替エネルギー系統の活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。その際、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。
- (5) 消防防災合同庁舎の建設に伴い整備した防災情報システムや参集システムの効果が上がるよう、実情に応じた職員の非常参集体制整備のため、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲内での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。
- (6) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- (7) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第8節 地震災害予防対策

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

1 火災予防

市は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会を捉え、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、搖れが収まつたら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- イ 対震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、住宅用防災機器等の設置及び適切な維持管理の周知並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- カ 電気を起因とする出火の発生を抑制するため、大地震の後、特に避難する前には、電気のブレーカーを切るよう指導するとともに、感震ブレーカー等の普及啓発を行う。

(2) 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導体制の総合的な整備を図る。
- エ 災害時における応急措置要領を作成する。
- オ 自主防災組織の育成指導を行う。
- カ 劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- ク 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

(3) 初期消火

地震発生時には、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効である。このため、家庭の初期消火能力を高めるとともに、地域や職場における自主防災体制を充実させるなど、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、市は、次のとおり活動体制を確立する。

ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

（ア）地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。

（イ）家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。

（ウ）幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

イ 職場における初期消火体制の整備

（ア）震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。

（イ）職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施

（ア）住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(イ) 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

2 消防力の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴を持つ地震災害時に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限にするため、市は、消防計画を策定するとともに、消防力の充実強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、より実効性のある消防計画を策定し、大規模地震発生時における消防活動計画を次のとおり定める。

ア 震災時の計画

震災時において、消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災時の計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職・団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

また、地震災害時に、現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するために総合的な計画を策定する。

ウ 火災防御困難地域の計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等、火災が発生すれば拡大が予想される区域について火災防御計画を定める。

資料編 • 火災発生により特に大火の危険が予想される密集地域 P261

(2) 消防資機材等の整備

ア 消防本部は、消防庁舎、**消防署所**、消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の消防施設・車両等の維持更新・機能強化を図るとともに、救助工作車、高規格救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救急救助業務の高度化を推進する。

また、消防通信指令システムをはじめとする消防救急デジタル無線システムや各情報通信システムの機能維持と安定稼働を図る。なお、**消防署所の適切な配置や施設・設備の近代化、計画的な更新等を推進し、首謀体制の強化を図るとともに、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等にあっては、災害時において災害応急対策の拠点としての機能を発揮するため、防災・減災対策等の観点から移転整備につとめる。**

イ 消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備するとともに、資機材等については消防団の装備の基準に基づく整備に努める。

ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式（小型・軽小型）動力ポンプを重点的に整備する。

資料編 • 消防機械器具保有数（車両等）、消防機械器具保有数（消防器具） P164、P165
 • 消防団の消防設備 P172
 • 潜水資機材一覧表 P177
 • 管轄別消防水利施設数 P178

(3) 消防団の育成

ア 消防団は、震災時には消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、平素から消防団員の確保に努めるとともに、装備や処遇の改善、青年層・女性層を始めとした団員や機能別消防団員の入団を促進し、組織の活性化対策を積極的に推進する。

なお、消防団本部及び分団詰所は、消防団の活動拠点であり、いわゆる防災拠点の一つとして重要であるため、施設の長寿命化・高機能化を推進し、これらの施設整備に努める。

イ 災害活動能力を更に向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

ウ 消防団員による市民への防災指導が行えるよう必要な教育訓練を実施する。

3 消防水利の整備

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

(1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

耐震構造の防火水槽の整備や老朽化した防火水槽等の改修・耐震補強を推進するとともに、人口密集地で

は初期消火が重要であることから、湖沼やため池用水の消火用水としての利用を促進するほか、河川水やプールなどの確保もより一層推進する。

（2）耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

資料編	・管轄別消防水利施設数 P178
	・耐震性貯水槽の整備一覧表 P179
	・自然水利等一覧表 P180

4 建築物等の耐震対策

（1）建築主の責務

建築主は、自らの生命及び財産を守るため、次の事項を実施し、建物の耐震性の向上を図る。

ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

イ 所有する建築物等の耐震性を建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講ずる。

（2）市の役割

市は、次の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上を図る。

また、防災拠点となる公共施設、指定避難所等の非構造部材を含む耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努め、指定避難所等に老朽化的兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

さらに、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

ア 新居浜市耐震改修促進計画に基づき、既存建物の耐震改修を促進するため、対象建物を選定し建物台帳を整備するとともに、所有者等に対して指導を行う。

イ 住民向けの「住宅相談窓口」を設置し相談に応じる。

ウ 特殊建築物の所有者・管理者に対して、防災知識の普及・啓蒙及び法令の周知を図るため、講習会を実施する。

（3）建築設備

所有者等及び建築関係団体に対して、電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震化の促進を指導する。

（4）天井の脱落防止

特定行政庁は、所有者及び建築関係団体に対して、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井の脱落による事故の防止及び安全対策等を指導する。

（5）ガラスの飛散防止

多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を指導する。

（6）ブロック塀の倒壊防止

安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について指導する。

（7）家具等の転倒防止

タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

（8）落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、警察署長、電力会社及び西日本電信電話株式会社等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識、 交通信号機等	公安委員会 管 理 者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管 理 者	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋等	設 置 者 管 理 者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所 有 者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所 有 者 管 理 者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所 有 者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

(9) 情報システムの安全対策

- ア 市は、各種情報システムについて、大規模地震の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。
- イ 市は、自ら保有する情報システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、情報システムを保有する企業に対して、安全対策の実施について啓発に努める。

5 被災建築物等に対する安全対策

市は、県と協力して、地震発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑にするため、公益社団法人愛媛県建築士会との連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。また、災害対策本部や避難所等の防災活動の拠点となる建築物について、速やかに判定を実施する体制を整備する。

6 都市防災不燃化促進対策

市は、避難場所、避難路の周辺等にある建築物の不燃化を促進するため、県と連携して、防火地域・準防火地域の指定を推進する。

第9節 水害予防対策

大規模地震に伴う水害を予防するため、河川管理施設等の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策に万全を期す。

1 海岸保全施設の整備

海岸管理者は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局、水産庁）、国土交通省（水管理・国土保全局、港湾局）所管の海岸保全施設の整備促進に努め、市民の生命と財産を守る。

2 河川管理施設の整備

河川管理者は、地震後の二次災害防止対策として、河川の水防上危険な箇所の状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るために、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

3 消防力（水防）の強化

地震後の二次災害（水害）に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・活用するとともに、県や関係団体との連携を密にし、次により消防力（水防）の強化に努める。

- (1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、市は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。

第10節 地盤災害予防対策

風水害等対策編第2章第21節「地盤災害予防対策」の定めるところによるが、液状化対策について次のとおり定め、推進する。

1 液状化対策の推進

市及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、市民への適切な情報提供等を図る。

特に、沿岸部の工場群や大規模開発等については、段階の関心を持って液状化対策が実施されるよう、普及啓発に努めるとともに、情報提供等を積極的に実施する。

2 液状化対策の知識の普及

液状化危険度マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

個人住宅等の小規模建築物については、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及を図る。

資料編　・震度分布図・液状化危険度分布図（南海トラフ巨大地震） P856

3 農地保全対策の実施

地震時の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地、農業用施設の保全を図る。

4 大規模盛土造成地マップの作成等

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公表するとともに、滑動崩壊のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を推進するよう努める。

第11節 孤立地区対策

風水害等対策編第2章第13節「孤立地区対策」を準用する。

第12節 市民生活の確保対策

地震災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、あらかじめ市等において避難計画を作成するほか、食料や生活物資等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、市は県とともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

1 避難計画の作成

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

市は、避難計画の作成に当たり、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備・職員の確保を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定めるとともに、避難指示等のほか避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

また、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、災害発生前から県・西条保健所及び福祉部との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのこととが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

市及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

また、市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害等に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、平常時から、場所や収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るとともに、本地域防災計画に定めるほか、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、これらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図

記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努める。

さらに、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な指定避難所の設置も検討する。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の定義

風水害等対策編第2章第8節1（1）「指定緊急避難場所及び指定避難所の定義」を準用する。

イ 指定の基準

風水害等対策編第2章第8節1（2）「指定の基準」を準用する。

ウ 福祉避難所の指定

風水害等対策編第2章第8節1（3）「福祉避難所の指定」を準用する。

資料編・緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P73

（2）避難路の指定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備する。

また、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

なお、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

ア 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。

エ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

オ 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

（3）指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底

風水害等対策編第2章第8節3「指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底」を準用する。

（4）指定避難所の設備及び資機材の配備

風水害等対策編第2章第8節4「指定避難所の設備及び資機材の配備」を準用する。

（5）市等の避難計画

ア 市の避難計画

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織の育成等を通じて平素から避難体制の確立を図る。

避難計画作成時の留意事項

- 1 避難情報の伝達方法
- 2 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法（特に、要配慮者への配慮）
- 4 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
 - (1)給水措置
 - (2)給食措置
 - (3)毛布、寝具等の支給
 - (4)衣料、生活必需品の支給
 - (5)負傷者に対する応急救護
- 5 指定避難所の管理に関する事項
 - (1)避難収容中の秩序保持
 - (2)避難民に対する災害情報の伝達
 - (3)避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (4)避難民に対する相談業務
- 6 災害時における広報
 - (1)防災行政無線、広報車、市メール配信システム及び緊急速報メールによる周知
 - (2)避難誘導員による現地広報
 - (3)住民組織を通じた広報
- 7 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導体制の整備

イ 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図る。

(ア) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

(イ) 学校及び市教育委員会においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

(ウ) 病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(エ) 愛媛県津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域（字、町丁目）において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する。

(6) 避難マニュアルの作成支援

市は、自治会をはじめ、企業や保育園、幼稚園などの避難マニュアルの作成を支援する。

(7) 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、誰もが避難所の設置や運営のノウハウを理解できるような分かりやすいマニュアルを策定する。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、動物の同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

(8) 災害時におけるペットの救護対策

風水害等対策編第2章第8節10「災害時におけるペットの救護対策」に定めるところによる。

2 食料及び生活必需品等の確保

風水害等対策編第2章第9節1「食料及び生活必需品の確保」を準用する。

3 飲料水の確保

(1) 市の活動

ア 水道施設耐震化を推進し、給水設備の復旧資材の備蓄と調達体制の確保を行う。

イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水実施計画を策定する。

ウ 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材と給水場を整備する。

エ 住民及び自主防災組織等に対して、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。

オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

カ 災害時応援協定等による飲料水の供給体制を整備する。

キ 食料及び生活必需品等と同様に緊急援護物資備蓄の一環として、飲料水の備蓄を行うとともに、貯水槽を設置する。

(2) 市民及び自主防災組織の活動

風水害等対策編第2章第9節2(2)「市民及び自主防災組織の活動」を準用する。

4 物資供給体制の整備

風水害等対策編第2章第9節3「物資供給体制の整備」を準用する。

5 医療救護体制の確保

風水害等対策編第2章第10節「医療救護対策」の定めるところによるが、特に地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

(1) 実施方針

ア 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。市は、新居浜市医師会及び市内医療機関の協力を得て実施するが、市だけでは対応が困難な場合は、隣接市、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。

イ 災害の発生に伴い、市民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市は、市の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、状況により県に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するよう要請する。

ウ 市は、地震被害想定調査における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領に基づき、救護所の設置、救護班の編成、保健医療活動チームの編成、救護病院等の患者受け入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。

エ 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

6 防疫・衛生活動の確保

地震災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、次により、市は、防疫体制の確立を図るほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備する。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

- (1) 防疫実施計画を作成する。
- (2) 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- (3) 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (4) 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

7 保健衛生活動体制の整備

地震災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

- (1) 情報収集体制の整備

市は、地震災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

- (2) 保健衛生活動に関する体制整備

市は、地震発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。

また、必要に応じて、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

8 し尿処理体制の確保

- (1) 市が実施すべき事項

ア 県が実施した地震被害想定調査結果に基づき、発生するし尿の応急処理体制を確保する。

イ し尿処理施設の選定及び仮設トイレ等の資機材を備蓄する。

ウ 断水時における避難所の良好なトイレ環境を確保し、し尿処理量を低減するためにマンホールトイレの整備を図る。

- (2) 市民が実施すべき事項

ア し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。

イ 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じて仮設トイレの設置場所を選定する。

9 ごみ処理体制の確保

- (1) 市が実施すべき事項

ア 県が実施した地震被害想定調査結果に基づき、発生する廃棄物の応急処理計画を定める。

イ 住民及び自主防災組織に対して、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理するうえでの役割分担を明示し、協力を求める。

ウ ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備する。

- (2) 市民が実施すべき事項

ア ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。

イ 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみ置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

10 災害廃棄物の処理体制の整備

市は、あらかじめ市災害廃棄物処理計画を策定し、県と協力して災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

また、住民の健康への配慮や安全確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応のため、自然災害により発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む。）の処理について、災害廃棄物処理計画を作成する。

第13節 要配慮者の支援対策

風水害等対策編第2章第14節「要配慮者の支援対策」を準用する。

第14節 広域的な応援体制の整備

風水害等対策編第2章第15節「広域応援体制の整備」を準用する。

第15節 情報通信システムの整備

風水害等対策編第2章第17節「情報通信システムの整備」を準用する。

第16節 ライフラインの耐震対策

大規模地震発生時においては、上下水道、電気、ガス等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努める。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

特に、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や避難所等の重要施設に係る供給ラインや排水施設については、重点的に耐震診断を実施し、速やかに耐震化を進める。

1 水道施設

市は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないよう水道施設及び基幹管路の**耐震性強化**（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても、早急に復旧を行うことを基本に次の対策を講ずる。

- (1) 災害発生時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備を実施する。
- (2) 情報電送システム、監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。
- (3) 水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱等に基づき、他の水道事業体との相互協力体制を整備する。
- (5) 流量測定装置の設置

市内9箇所の給水区域（川西、川東、上部西低区・東低区・西高区・東高区・治良丸超高区・谷前超高区・立川高区）のうち、6箇所の給水区域を中ブロックに分け流量測定装置を設置し、ブロック毎の使用水量を把握することにより、破損箇所、漏水箇所の早期発見等、給水の管理強化に努める。

(6) 水道施設及び管路の耐震化

施設及び管路の更新計画に基づき、配水池・送水場等の水道施設及び基幹管路の耐震化を推進する。

2 下水道施設

(1) 市の活動

市は、下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えることから、特に重要な管渠、下水処理場、雨水ポンプ場について、耐震性を考慮し**改築も含めて**整備を促進する。

(2) 代替性の確保

市は、下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となる場合を想定し、下水道B C Pに基づきその早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

(3) 耐震点検の実施

市は、幹線管渠、雨水ポンプ場及び下水処理場について、定期的に点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

(4) 施設の補強・整備

ア 管渠

軟弱地盤、液状化のおそれがある地盤においては、機能を確保させるため可とう性管、可とう性継ぎ手、液状化しない埋め戻し材(碎石等)を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

また、管渠施設の老朽化調査を行い、老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

イ 下水処理場、雨水ポンプ場

下水処理場、雨水ポンプ場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有するものを採用し、特に老朽化している施設については、耐震診断等により耐震性を確認し、耐震性が不足する施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

3 工業用水道施設

- (1) 日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の**新設**・改良の際には耐震設計・耐震施工に十分な配慮をする。
- (2) 老朽化の著しい管について、**敷設替え等補強工事を行う。**
- (3) 監視、操作システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。

4 電力施設

電気事業者は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等についても、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化や拠点の分散等代替性の確保を進めるなど災害予防措置を講ずる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速復旧体制を確立する。

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

過去に発生した地震災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮した「発電用水力設備に関する技術基準」、「火力発電所の耐震設計指針」、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行う。

イ 送・配電設備

地震により不等沈下や地すべり等が生ずるおそれのある軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

また、県等と連携を図りながら、電線共同溝の整備等を図る。

ウ 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を迅速に行うため、移動用の発電機、変圧器、遮断器、無線等を確保する。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 要員の確保

従業員及び請負業者について、動員体制を確立する。

ウ 資機材等の確保

災害時のための資機材の確保及び輸送体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食料その他の物資

エ 電力融通

災害発生時に、一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

5 ガス施設

ガス事業者は、地震災害予防のため、ガス施設について耐震性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備などにより災害予防対策を推進する。

(1) 200ガル（震度5弱相当）以上の地震を感知した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの設置を図る。

(2) 利用者に対しては、地震発生時にはガス栓を閉めることと、ガス器具の使用禁止について周知を図る。

(3) 都市ガス事業所に地震計（S I計）を設置し、地震規模の情報把握を行う。

6 電信電話施設（西日本電信電話株式会社等）

西日本電信電話株式会社は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐火措置を講ずるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

(1) 局舎の整備

耐震・耐火構造の局舎設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防潮板等を設置する。

(2) 局舎内設備の整備

ア 局舎内に設置する電気通信設備の振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を講じる。

イ 非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置する。

ウ バッテリー、予備エンジンの耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現に努める。

(3) 局外設備の整備

地下にある通信施設については、地震対策を実施する。

(4) 災害対策用機器の整備

ア 通信の全面途絶地域、**指定避難所**等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。

イ 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換装置として非常用移動電話局装置を主要地域に配備する。

ウ 震災時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するために、主要局に移動電源車を配備する。

エ 局外通信設備が被災した場合、応急措置用として、各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備する。

(5) 建物、鉄塔等の耐震診断の徹底と対策実施

ビル・鉄塔等の診断及び補強を実施するとともに、建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施する。

(6) ネットワークの信頼性と柔軟性の確保

共通線、クロック回線等ネットワークの神経回線の2ルート化の推進及び回線増設等が柔軟にできるような対策を実施する。

(7) 通信ケーブルの地中化の推進

県等と連携を図りながら、電線類地中化計画に積極的に参画する。

(8) 運用監視センターや各種データベースの分散

県内の設備の監視・制御は、西日本電信電話株式会社で一元的に行い、通信網異常時の影響度の把握とそれに必要な措置を迅速に行うため、コクピット化を図る。

また、重要な各種データ等については、分散して保管する。

7 廃棄物処理施設

風水害等対策編第2章第18節7「廃棄物処理施設」を準用する。

第17節 公共土木施設等の耐震対策

道路、海岸、河川、港湾等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

また、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

そのほか、災害発生時の緊急輸送活動のための多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾等）及び輸送拠点について把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに応急活動等を円滑に進めるためのマニュアルの作成に努める。

さらに、災害復旧・復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努めるとともに、老朽化した公共土木施設等について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

1 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進

市は、庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導、救助及び公共土木施設等の応急復旧等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めているが、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

また、防災拠点となる公共施設の耐震化については、計画的かつ効率的な実施に努める。

(1) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

(2) 社会福祉施設の整備

社会福祉施設等の収容者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

(3) 学校等施設の整備

児童、生徒、職業訓練生等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校、高等技術専門校等の施設の耐震化を図る。

(4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

(5) 庁舎、消防施設、警察施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

また、地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープヌペースの整備を図る。

2 道路施設等の整備

(1) 緊急輸送道路の確保

道路交通の確保は、地震発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで重要不可欠である。

このため、市は、緊急輸送道路の防災対策、震災対策及び改良整備を促進し、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に寄与するとともに、パトロールや点検等管理体制の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、新居浜建設業協同組合等と協定を締結し体制の整備を図るとともに、道路啓開等を迅速に行うため、道路管

理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

(2) 調査の実施

市及び他の道路管理者は、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線については、**諸施設の耐震点検を定期的に実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。**

また、通常のパトロール等においても目視等による調査を実施する。

(3) 施設の補強・整備

市及び他の道路管理者は、**耐震点検等で対策**が必要とされた箇所及び未改良区間について、緊急輸送道路及び、緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強や整備を実施する。

ア 道路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について補強対策を実施するとともに、道路改良に当たっては、耐震基準に基づく整備を行う。

イ 橋梁

落橋、変状等の被害が予想される道路橋、横断歩道橋、側道橋等について、補強対策を実施する。

ウ トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施する。

エ 道路の付属物

道路敷地内の道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝など道路付属物の耐震性の確保並びに補強・整備に努める。

(4) 施設の長寿命化対策

市（新居浜港務局を含む。）は、道路施設、海岸保全施設等の点検、診断等、劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化**修繕**計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

3 海岸保全施設

(1) 海岸保全施設の確保

海岸管理者は、老朽化した施設や、堤防、護岸等の嵩上げの必要な箇所、液状化により施設が崩壊する可能性がある箇所等、地震や津波による被害が発生する危険性の高い地域において、県との連携により海岸保全施設の整備に努める。

(2) 点検の実施

海岸管理者は、点検を背後地の重要度に応じて順次実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

また、堤防等の構造等に関する情報を整理する。

(3) 施設の補強・整備

海岸管理者は、点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、「愛媛県海岸保全基本計画」とも整合を図りながら補強や整備を実施する。

4 河川管理施設

(1) 河川管理施設の確保

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等の**治水事業**を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

(2) 点検の実施

河川管理者は、点検を定期的に実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

また、堤防等の構造等に関する情報を整理する。

(3) 施設の補強・整備

河川管理者は、点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

5 砂防等施設

(1) 砂防等施設の確保

市は、県等管理者と連携を図り、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の耐震機能を高め、土砂災害防止施設の整備促進に努めるとともに、地震発生後には、各施設に異常がないか点検パトロールを行うなど余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 点検の実施

砂防等施設の管理者は、施設の点検を定期的に実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

（3）施設の補強・整備

点検で対策が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

6 漁港施設

（1）物資輸送の確保

市は、災害に強い漁港漁村づくりのための整備を行う。特に、大島漁港については、島内の物資輸送の拠点となるため、整備を行う。

（2）耐震点検等の実施

通常のパトロール等において、目視等による耐震点検を実施するほか、地震等防災に備えた漁港改修事業を適宜実施する。

7 港湾施設

（1）物資輸送拠点の確保

海上交通ルートは、地震被災による避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の輸送を行ううえで極めて重要な役割を果たすものであり、その拠点の確保を図っておく必要がある。

また、大規模地震の発生直後にあっても、地域の経済活動を維持する観点から、国内産業・経済活動が停滞することのないよう、安定した物流機能を確保する必要がある。

防災拠点となる港湾である新居浜港については、岸壁及びアクセスルートである臨港道路・橋梁の耐震補強や改修等を進めるとともに、港湾緑地、背後道路等を整備し、震災時に物資輸送拠点として施設の利用に支障をきたさないよう管理を行う。

（2）海上輸送と道路輸送の連結

防災拠点となる港湾である新居浜港については、重要物流道路等により道路輸送ネットワークと密接に連結させ、緊急輸送ネットワークをより確実なものとする。また、内航海運組合連合会や旅客船協会との協定に基づき、**陸上輸送の代替手段の確保**に努める。

（3）耐震点検の実施

港湾管理者は、防災拠点となる新居浜港の岸壁等を、輸送拠点として施設を利用するため、**耐震点検**を定期的に実施し、震災対策の必要箇所の把握に努める。

（4）施設の補強・整備

港湾管理者は、**耐震点検**・新たな知見等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、耐震補強、免震化、液状化対策等を実施する。

8 農業用施設

（1）農業用施設の確保

ため池、農業用水路、農道などの農業用施設の管理者は、農地等の防災・保全と農業用施設の維持のため、管理、点検の一層の強化を図るとともに、危険度・必要性を踏まえて耐震構造とした整備促進を図る。

地震発生時の対応について、所定の規模の地震が発生した場合、速やかに防災重点農業用ため池の点検を行い、二次災害を防止する体制を整備する。

（2）耐震点検の実施

市は、防災重点農業用ため池、基幹的水利施設の耐震点検を実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

（3）施設の補強・整備

市は、耐震点検で対策が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強・整備を実施する。

このうちため池については、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

9 都市公園施設

（1）都市公園施設の確保

都市公園は、震災時の延焼遮断空間、避難場所及び防災活動拠点として有効に利用されるため、市は、他の公共施設とも連携を図り、施設整備を促進する。

（2）点検の実施

老朽施設を重点に定期的な点検を実施し、地震災害の防止に努める。

（3）施設の補強・整備

点検等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

また、市が避難場所、避難所として指定する基幹的な都市公園については、必要に応じて、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、非常用照明施設、非常用発電施設等の整備に努める。

10 文化財の保護

(1) 文化財建造物及び文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講ずるものとし、**新居浜市長**は、県教育委員会と連携して、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- ア 文化財等の耐震補強工事の実施
- イ 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- ウ 安全な公開方法と避難方法・避難場所の設定
- エ 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- オ 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
- カ 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

(2) 平成30年に策定した「えひめ文化財防災マニュアル」や令和2年に策定した「愛媛県文化財保存活用大綱」に基づき、市及び県内他市町、愛媛大学法文学部、愛媛資料ネット、県建築士会、愛媛県博物館協会等からなるえひめ文化財等防災ネットワーク等と連携し、平常時には文化財情報の収集、共有、文化財防災訓練等の実施、非常時には被災情報の収集や被災文化財の救済活動等を行う。文化財防災に関しては国立文化財機構文化財防災センターと連携し、情報共有する。

11 市防災行政無線施設

平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

また、災害時の情報伝達に重要な役割を担うため、運用に支障を来さないよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

第18節 危険物施設等の耐震対策

地震発生時に、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合、周辺地域に多大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、市は、これら施設の自主保安体制の充実、強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく愛媛県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

1 危険物施設

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発並びに利用の拡大により、危険物の取扱量の増加とともに施設及び設備の大規模化、大型化が進んでいる。

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、市は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及、啓発を次のとおり行う。

(1) 安全指導の強化

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成と安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施するとともに、必要に応じて保安教育計画を作成させ、災害時に備えた教育や訓練の実施を指導する。

施設・設備等については、完成検査や立入検査のみならず、あらゆる機会を通じて、法令上の技術基準への適合、自主的な日常点検等による維持管理の強化について指導する。

(2) 自衛消防組織の充実強化

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、実効性のある訓練の励行及び隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を進め、効果的な自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 防災車両、資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車や泡消火薬剤等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、危険物事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 施設の耐震化の促進

施設・設備等の重要度に応じて、計画的な耐震化や液状化対策を促進するよう指導する。

資料編　・危険物製造所等設置許可数 P195

2 高圧ガス施設

産業活動の進展に伴う高圧ガスの利用範囲の拡大により、高圧ガスの需要は増加し、家庭用燃料として使用される液化石油ガス（LPGガス）も、その利便性により、多くの世帯で使用されている。

高圧ガス事業所における高圧ガス施設は、過去の震災の教訓を生かし、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）等関係法令により耐震設計基準が定められ、耐震性を考慮した設計・施工がなされ、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、想定を超える地盤の液状化等によって、高圧ガス施設が損傷を受けることがあるため、消防本部は、高圧ガス事業所に対して、地震発生時における高圧ガス施設の保安管理体制確立に向けて保安指導等を実施するほか、高圧ガス事業所及び液化石油ガス販売事業者に対して、次のとおり、確認・調査を行い、設備の設置促進等を図る。

(1) 高圧ガス事業所

ア 耐震設計構造物について通達や耐震設計基準による評価を行い、自らの設備の耐震性能を確認し、必要な対策の実施

イ 敷地が液状化の発生しやすい場所かどうかについて調査を行い、必要な対策の実施

ウ 高圧ガス貯槽等に設けられた緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進

エ 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合にあっては、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

(2) 液化石油ガス販売事業者

ア ガス放出防止器の設置促進

イ 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

ウ 感震ガス遮断機能付きガスマーティーの設置の徹底及び使用期限管理の徹底

(3) 流出容器の対策

流出した容器は、容器所有者が回収し処分することが原則であるが、大規模な災害では所有者不明の容器が発生する可能性が高いため、関係団体により津波による被害発生時の容器回収の協力体制を構築しておく。

3 毒物・劇物貯蔵施設

製造業者等は、次により耐震対策の強化を推進する。

(1) 応急対策教育の徹底

毒物劇物の製造業者は、それぞれ自主的に作成している「危害防止規程」を遵守するよう職員に教育指導する。

(2) 毒物劇物の製造量及び同貯蔵量の把握

毒物劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

4 火薬類製造施設・貯蔵施設

製造事業者及び火薬庫設置事業者は、次により耐震対策を強化する。

(1) 定期自主検査の実施

事業者は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定を遵守して火薬類の製造施設及び火薬庫の構造等、基準適合状況について年2回以上定期自主検査を実施し、県に報告する。

(2) 保安教育の実施

事業者は、地震発生時の災害防止のために執るべき措置等について保安教育を実施する。

(3) 危害予防規程

火薬類製造事業者は、災害の発生防止のために定めた危害予防規程を遵守し、地震等災害発生時の保安確保に努める。

第19節 災害復旧・復興への備え

風水害等対策編第2章第27節「災害復旧・復興への備え」の定めるところによるが、地震災害時特有の災害復旧・復興への備えについては、次のとおり定める。

1 災害廃棄物の発生への対応

市は、県とともに、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、県とともに、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

また、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や支援体制の確立に努める。

2 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市はその制度の普及促進に努める。

第3章 災害応急対策

地震災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模地震の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことから、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

第1節 市の災害応急活動

市内に大規模な地震災害が発生し、甚大な被害が発生するおそれがある場合、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。また、災害現場で活動する各機関の部隊等においても、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やこまめな消毒等を徹底する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

大規模地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害対策を行う必要がある。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第2節「防災組織及び編成」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
動員班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の非常招集その他勤務に関する事。 ・各部の動員要請に関する事。
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び運営に関する事。
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の招集に関する事。 ・消防団との連絡に関する事。
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集伝達及び気象に関する事。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査及び災害対応に関する事。
各部共通事務 (各部庶務担当課)	<ul style="list-style-type: none"> ・部の庶務に関する事。 ・本部、他部及び部内各班との連絡調整に関する事。 ・部内職員の動員、配備に関する事。 ・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関する事。 ・所管施設の災害復旧対策の取りまとめに関する事。 ・関係機関との連絡調整に関する事。
各課共通事務	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関する事。 ・所管施設の災害復旧対策に関する事。 ・他の班の応援に関する事。

1 活動体制の区分及び設置基準

地震の規模あるいは被害状況により、次の表1-1のとおり、警戒体制、特別警戒体制、非常体制、特別非常体制の4段階の体制で、災害応急対策を講じる。設置基準については、愛媛県が県下の市町に配備している「愛媛県震度情報ネットワークシステム」に基づく、本市の震度を基準値とする。

また、時間外及び休日には、報道機関による気象台発表の本市の震度を職員自主参集の基準値とする。

表1-1 活動体制区分及び設置基準

体制区分	設置基準	組織区分	配備区分	配備及び活動体制の基準
警戒体制	1 状況により市長が必要と認めたとき。		事前配備	表1-2のとおり
特別警戒体制	1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 その他状況により市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部	第1配備	表1-3のとおり
非常体制	1 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	災害対策本部	第2配備	表1-4のとおり
特別非常体制	1 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 市域に広範囲にわたって災害が発生したとき。 3 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 4 その他状況により市長が必要と認めたとき。	災害対策本部	第3配備	表1-5のとおり

※ 表1-2～表1-5は、風水害等対策編に掲載

2 職員の服務

(1) すべての職員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守する。

- ア 配置についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- エ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡を取り、常に所在を明らかにする。
- オ 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

(2) 勤務時間外における遵守事項

ア 地震が発生し、その地震が「活動体制の区分及び設置基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは参集指令を待つことなく、自主的に指定の場所に参集する。

なお、震度情報が得られない場合の判断基準については、気象庁震度階級関連表を参考にすること。

イ 災害の状況により指定の場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段を持ってその旨を所属の長、若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

ウ 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用し、できる限り食料品等を携行するものとする。

エ 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

オ 参集途上で一時的に応急活動（人命救助、消火活動、避難誘導等）に当たらざるを得ないときは、適宜連絡する。

資料編・震度階級表 P69

3 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置

市長は、災害対策本部設置前においても常に地震及び気象状況等に注意し、次により災害警戒本部の体制を整える。

ア 設置基準

- (ア) 市域に【震度4以上】の地震が発生したとき。
- (イ) その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

風水害等対策編第3章第2節11「災害対策本部」を準用する。

(2) 地区連絡員

原則として、各校区に居住する職員の中からあらかじめ指名し、次により派遣されたときは情報収集活動及び広報活動を行う。

ア 地区連絡員の派遣基準

(ア) 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。

(イ) その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

イ 地区連絡員の派遣先

各公民館・交流センターとする。

ウ 参集方法

上記ア(ア)の場合は、派遣先へ直ちに自主参集のうえ本部(動員班)へ報告し、同(イ)の場合は、本部(動員班)の指示を受けて派遣先に参集する。

エ 自主防災組織・自治会の連絡員との連携

各校区連合自治会長は、震度6弱以上の地震が発生した場合、各公民館・交流センターに自主防災組織・自治会の連絡員を派遣する。

地区連絡員は、自主防災組織・自治会から派遣された連絡員と連携し、被害情報の収集や市からの情報の伝達を行う。

第2節 通信連絡

風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」を準用する。

第3節 情報活動

気象庁の発表に基づき消防庁から全国瞬時警報システム（J－A L E R T）にて伝達される緊急時地震速報を防災行政無線等により住民へ伝達し、また、震度情報ネットワークや気象台から発表される地震情報、二次災害に結びつく災害情報、被害情報を関係機関の協力を得て収集するとともに、速やかに市民、県、関係機関に伝達する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の収集及び情報収集活動全般の統括に関すること。 ・災害情報の保存に関すること。 ・県への被害状況報告に関すること。
調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関及び関係機関等との連絡調整及び発表に関すること。 ・本部長の特命に関すること。
情報処理班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の受付及び処理に関すること。 ・災害情報の整理・記録に関すること。
調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の調査及び災害情報の収集に関すること。
情報伝達班	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会及び自主防災組織への伝達に関すること。
援護班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設への伝達に関すること。
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団との連絡に関すること。
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集伝達に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査に関すること。
関係各部班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設等についての被害情報の収集、報告に関すること。

1 地震・津波情報の種類

地震が発生した場合に、気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、津波災害対策編第3章第1節第1「津波警報等の伝達」による。

2 情報収集体制の確立・強化

市は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

（1）非常電話、連絡責任者の指定

ア 非常電話

市各部及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する非常電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時においては、非常電話を平常業務に使用することを制限するとともに、通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

イ 連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

（2）本部連絡員の派遣

ア 市の各部

市の各部は、災害対策本部と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を災害対策本部に派遣する。

イ 防災関係機関

防災関係機関は、災害対策本部との連絡のため、必要に応じて本部連絡員を災害対策本部（庶務班）

に派遣する。

なお、本部連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡に当たる。

(3) 有線通信網の利用方法

ア ファクシミリ等の優先利用

災害対策本部、市各部出先機関、防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてファクシミリ、電子メールによる文書連絡によって行う。

イ 災害時優先電話の利用

電話回線が輻輳し一般電話がかかりにくい場合は、西日本電信電話株式会社（四国支店）があらかじめ指定する災害時優先電話を利用する。

なお、災害時優先電話の優先的利用は、発信時に限定されるので、可能な限り発信専用電話として措置する。

ウ 非常、緊急通話等の利用

一般電話による通話が不能若しくは困難な場合は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定により、次のとおり、非常又は緊急通話として、他に優先して取扱うよう請求し利用する。非常、緊急電報の利用についても同様とする。

(ア) 非常、緊急通話の利用請求

非常、緊急通話の利用請求は、特別な事情がある場合を除き、西日本電信電話株式会社（四国支店）があらかじめ指定する災害時優先電話により行う。非常、緊急通話は、市外局番なしの「102番」へかけ、オペレータへ請求する。

請求に当たっては、次のことを申し出る。

- a 非常通話又は緊急通話の申し込みであること。
- b 災害時優先電話の電話番号と機関名（発信者）
- c 相手の電話番号、機関名（着信者）
- d 通話の内容

(イ) 非常、緊急電報の利用

非常時における緊急連絡のため一般の電報に優先して送信、配達される非常電報又は緊急電報を利用する場合は、発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書し最寄りの電報取扱所に申し込む。

(ウ) 接続、電送順位

優先利用の請求を受けた電話取扱局及び電報取扱所は、次表の区分により、優先的な取扱いを実施する。

区分	内 容
非常通話	他の市外通話、緊急通話に優先して接続する。
緊急通話	他の市外通話に優先して接続する。
非常電報	気象警報以外のすべての電報に優先して取扱う。
緊急電報	気象警報及び非常電報以外のすべての電報に優先して取扱う。

(4) 有線通信が途絶した場合の措置

ア 県、隣接市町及び防災関係機関との連絡

県防災通信システム（地上系・衛星系）を利用して行い、停電時には、非常電源により常時通信を確保する。また、必要に応じて消防無線、警察無線、伝令の派遣等による。

資料編 ・愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図 P137

イ 市各部（出先機関）との連絡

市出先機関及び災害現場等に出動している各部との連絡は、市防災行政無線により行う。

ただし、別子山支所との連絡については、県防災通信システム（地上系・衛星系）も利用する。

また、必要に応じて消防無線、警察無線、伝令の派遣による。

資料編 ・新居浜市防災行政無線（IP無線）設置状況 P131

ウ その他非常無線の利用

非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じたときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち非常通信を行うことができる。災害の状況によりアマチュア無線等の無線局に適宜協力を要請し非常通信を行う。

資料編・市内のアマチュア無線グループ P138

(5) 無線通信の利用

ア 同報系防災行政無線

市庁舎（親局）に設置した操作卓又は消防本部及び別子山支所に設置した遠隔制御装置より、市内の屋外拡声子局及び戸別受信機を通して防災情報の通信伝達を行う。

なお、アンサーバック機能のある屋外拡声子局に設置した連絡通話装置より、必要に応じて親局と双方向通信を行う。

また、防災行政無線とBWAの連動により、防災行政無線と接続した自治会放送施設も活用して防災情報の伝達を行う。

イ 移動系防災行政無線

市庁舎に設置した無線通信施設から車載可搬型及び携帯型無線局を通して防災情報の通信伝達を行う。

(ア) 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、必要に応じて通信の統制を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。

特に災害対策本部においては、市防災行政無線局管理運用要綱に基づき、通信の統制を実施した場合、移動局からの通話はすべて本部に対して行うものとする。その他次の原則に基づき通信の統制を行う。

- a 重要通信の優先の原則（救助、避難情報の重要性の高い通信を優先する。）
- b 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- c 移動局相互通信の禁止の原則（移動局相互通信の必要がある時は統制者の許可を得る。）
- d 簡潔通話の実施の原則
- e 専任通信取扱者の設置

(イ) 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のような制約が予想される。

- a 使用不能（不通、故障、電源不良等）
- b 通話輻輳（話し中、混信等）
- c 聴取困難（周囲の雑音、電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り換える、実行に移すことが最も必要であるため、次のように対応する。

(a) 使用不能時

代替の通信手段によるが、それでも困難な場合には、伝令を派遣する。

(b) 通話輻輳時

混雑している時間は意外に短い。話し中、混信中には、一旦送信を止め、どうしても緊急を要するときは、冒頭に「至急」「至急」と呼び、他の局に空けてもらうようにする。

また、通話は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。

(c) 聴取困難時

周囲が騒がしく聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。

また、電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。

3 地震直後の情報活動の強化

(1) 震度情報ネットワークシステムの活用

ア 震度情報ネットワークシステム

震度情報ネットワークシステムとは、県下全ての市町に震度観測装置を設置し、地震の震度を市町で

覚知すると同時に、県及び消防庁でも把握することができるシステムである。

なお、本市では、震度観測装置を旧消防庁舎北側及び別子山支所敷地内に設置し、旧消防庁舎北側の震度情報は消防本部通信指令課にて覚知する。

イ システムの活用

地震を覚知したときは、この震度情報ネットワークシステムにより本市における震度の把握を行い、

災害応急活動体制に基づく職員の配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

(2) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集、連絡

庶務班長は、地震による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を関係各班から収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた情報から直ちに東予地方局を通じ県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県への連絡ができない場合には、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。

また、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）には、市から直接消防庁へも報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

さらに、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

4 地震関連情報の収集、伝達

(1) 緊急地震速報

緊急地震速報は、気象庁の発表に基づき消防庁から全国瞬時警報システム（J—ALERT）により伝達され、防災行政無線等により住民へ伝達される。

(2) 地震関連情報の収集

気象庁から県等を通じて本市に伝達される地震に関する情報は、次のとおりである。

ア 気象庁からの地震情報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台から、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）が伝達される。

(ア) 県内で震度1以上を観測した場合

(イ) 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合

(ウ) その他必要と認める場合

イ 情報の流れ

地震に関する情報の流れは、資料編に示すとおりである。

資料編 ・津波及び地震に関する情報等の流れ図 P67

ウ 情報の種類及び内容

大阪管区気象台（松山地方気象台）が発表する情報は、震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報及び地震解説資料である。

資料編 ・津波予報、地震情報等の種類 P61

(3) 地震関連情報の伝達

庶務班長は、県から通知された地震に関する情報について、必要に応じて迅速かつ正確に関係各機関等及び市民へ伝達する。

ア 情報伝達基準等

(ア) 伝達時期

地震情報が発表されたとき。

(イ) 伝達先

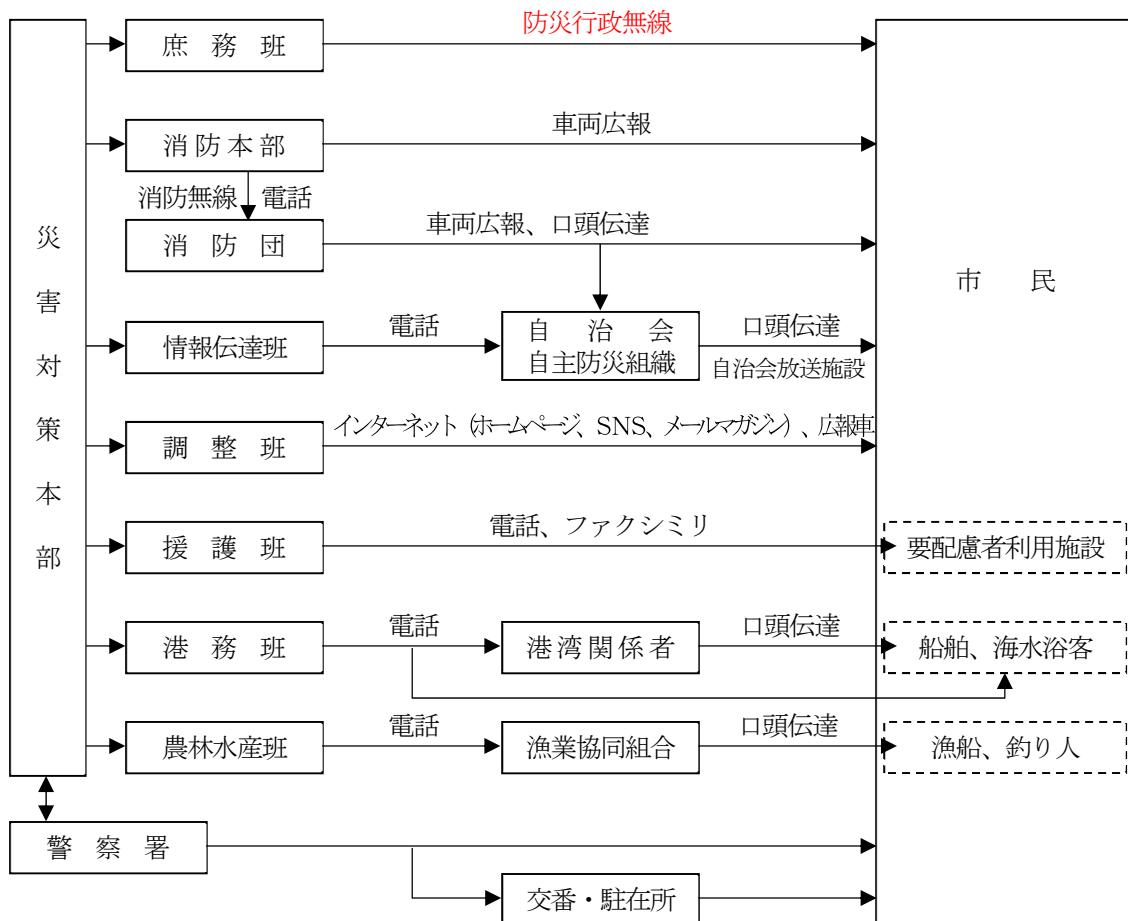
庶務班・・・府内各部局、関係機関

(ウ) 伝達内容

情報の内容。ただし、市民に伝達するときは防災上の注意事項を付加する。

(エ) 伝達系統

防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能)



(4) 情報活動における連携強化

ア 消防、警察等との連携

情報の収集及び伝達は、災害対策本部と東予地方局の各相互間のルートを基本として、消防、警察及び各防災関係機関と密接な連携の下に行う。

イ 警察官の派遣要請

情報活動の連携強化のため、必要に応じて災害対策本部に警察官の派遣を要請する。

5 災害情報等の収集連絡

(1) 地震・津波情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震・津波に関する情報等は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

イ 受理した情報については、**市防災行政無線（同報系）**、IP告知システム、**市公式ホームページ**、**一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。）**、**コミュニティFM 新居浜78.0**、**緊急速報メール**、**市公式X（旧Twitter）アカウント**、**市メールマガジン**、**広報車**、**地域住民による連絡網**など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達する。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

119番通報状況による被害概況の早期把握を行うとともに、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自

主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報の収集に努める。

市が収集・伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

ア 被害状況

- イ 避難情報の発令又は警戒区域の設定状況
- ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況
- キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- ク 観光客等の状況
- ケ 県の実施する応急対策の実施状況

6 被害状況等に関する情報の収集

(1) 被害状況の収集

災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要となる。このため、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有する。

また、各関係機関・団体等と連携し、各種被害を確実かつ迅速に入手する（又は提供する）体制を整備する。

ア 収集すべき情報の内容

災害発生後、各部長は、その所管する施設、事項に関し被害の有無及び規模等について直ちに情報収集活動を行う。

なお、収集すべき情報は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 人的被害

- a 市民
- b 児童、生徒、市施設への来所者、入居者、職員等

(イ) 物的被害

- a 庁内（本庁舎、消防防災合同庁舎、出先機関）、消防署等の防災機関施設
- b 学校、文化、体育施設、福祉施設等の公共施設
- c 河川、海岸、がけ等
- d 住家、商業施設、農林業施設、危険物取扱施設等

(ウ) 機能被害

- a 上水道、下水道、電力、ごみ処理施設、LPGガス等の生活関連機能
- b 道路、鉄道、電話、放送等の交通通信機能
- c 医療、保健衛生機能

イ 収集の実施者

風水害等対策編第3章第4節3 「被害状況等に関する情報の収集（3）収集の実施者」を準用する。

(2) 調査班による被害調査

ア 被害調査の実施

総務部長は、地震が発生した場合直ちに、また、津波が発生した場合津波が収まった後に、調査班長に被害調査の実施を指示する。

なお、本部長は、被災地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じて総務部長に対して、特命事項についての被害調査の実施を命ずる。

イ 調査の実施要領

風水害等対策編第3章第4節3 「被害状況等に関する情報の収集（4）調査班による被害調査の実施

イ 調査の実施要領」を準用する。

(3) 参集途上の被害状況の収集

風水害等対策編第3章第4節3「被害状況等に関する情報の収集（5）参集途上の被害状況の収集」を準用する。

(4) 参集不能時の措置

甚大な被害を受け、災害対策本部への参集が困難な職員は、居住地周辺、居住地の指定避難収容施設周辺等の情報収集に当たらせる。

(5) 発見者による通報

地震に伴う被害又は異常現象等を発見した者から通報があった場合は、災害通報受信票兼処理票により受付を行い、庶務班及び関係各班に報告する。

資料編・様式I 市様式5 災害通報受信票兼処理票 P787

(6) 自治会又は自主防災組織等による被害調査

自治会長又は自主防災組織等の長は、地震又は津波が発生した場合、自治会又は自主防災組織の区域内等の地域における被害状況を調査し、報告するものとする。自治会又は自主防災組織等からの報告については、自治会等被害状況報告により受付を行う。

資料編・様式I 市様式6 自治会等被害状況報告 P788

(7) 応援要請

被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(8) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と十分連絡を取る。

(9) ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により市の被害状況の全容が不明等の場合は、市長は、東予地方局を通じて、県、県警察本部、海上保安本部、自衛隊（県へ直接要請）等のヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

ア 火災発生場所、延焼の状況

イ がけ崩れ、液状化等の発生状況

ウ 津波等の発生状況

エ 道路被害状況（道路交通機能確保状況）

オ 建築物の被害状況（概略）

カ 公共機関及び施設の被害状況

キ 住民の動静、その他

7 情報の伝達

県との情報の収集・伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行う。

また、市民への伝達は、防災行政無線（同報系）、IP告知システム、ラジオ（コミュニティFM新居浜78.0を含む。）、緊急速報メール、一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、市公式ホームページ、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式X（旧Twitter）アカウント、市公式LINEアカウント、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。

状況によっては、県を通じて報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者に緊急放送を依頼し、ラジオ、テレビ、ポータルサイト等を用いて住民への周知徹底を図る。

8 被害状況のとりまとめ

(1) 情報の総括責任者

情報の総括責任者を次のとおり定める。

区別	情報の総括責任者	
	災害対策本部職名	平常時職名
総括責任者	消防部長	消防長
取扱責任者	庶務班長	危機管理課長

(2) 各部からの報告

各部は、災害が発生してから応急対策が完了するまでの間、庶務班長に、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 資料編 | ・被害状況及び活動状況の報告区分 P847 |
| | ・様式 I 市様式7 災害状況調査個表（住家・非住家・人的被害） P789 |
| | ・様式 I 市様式8 災害状況調査個表（施設等被害） P790 |
| | ・様式 I 市様式9 広報等依頼要請書 P791 |
| | ・様式 II 県様式1 災害発生報告 P819 |
| | ・様式 II 県様式2の(1) 中間報告、最終報告 P820 |
| | ・様式 II 県様式2の2 被害状況内訳表 P822 |
| | ・様式 II 別表 災害の被害認定基準 P830 |

(3) 被害状況のとりまとめ

庶務班長は、各部からの情報のとりまとめに当たっては、次の点に留意する。

- ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- イ 至急確認すべき未確認情報の一覧
- ウ 情報の空白地区の把握
- エ 被害軽微若しくは無被害である地区的把握

9 報告及び要請事項の処理

(1) 報告責任者

県への災害状況の報告は、消防部長が行う。

(2) 県へ報告すべき災害の範囲

- ア 災害救助法の適用基準に合致するとき。
- イ 市が災害対策本部を設置したとき。
- ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告する必要があると認められるとき。
- エ 地震が発生し、市内で震度4以上を記録したとき。
- オ その他特に県から報告の指示をされたとき。

(3) 県災害対策本部に対する報告及び要請

災害対策本部は、被害状況、要請事項、災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対して報告又は要請を行う。

ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

また、市域で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、直接消防庁へも報告する。

なお、連絡がつき次第、県災害対策本部（県災害警戒本部）にも報告する。

ア 報告すべき事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所及び地域
- (エ) 被害状況（災害の被害認定基準に基づく。）
- (オ) 災害に対して既に執った措置及び今後執ろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況
 - b 主な応急措置の状況
 - c その他必要事項
- (カ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

(キ) その他必要な事項

イ 報告の手順等

(ア) 県への報告は、本部長の指示に基づき、庶務班長が行う。

(イ) 災害報告は、次の表のとおり規定された報告の区分及び様式に従い、防災行政無線、電話、ファクシミリ、メール等で報告する。

(ウ) 被害状況の把握後、迅速第一に「発生報告」を入れる。

なお、「発生報告」では、人的被害、家屋被害を優先して報告する。以後、詳細が判明の都度「中間報告」を行う。

(エ) 「最終報告」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書で行う。

(オ) 庶務班長は、各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめに当たっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、再調査を依頼する。

庶務班長が県に行う災害報告の区分及び様式

報告の区分	報告の期限	報告内容、留意事項等	報告の様式
発生報告	災害の覚知後直ちに	1 初期的な被害の有無及び程度の概況を報告する。 2 迅速を旨とする。 3 人的被害及び家屋被害を優先する。	災害発生報告
中間報告	被害状況が判明次第逐次	1 様式2に定める事項について判明した事項から報告する。 2 即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告时限を明らかにする。 3 警察署等との緊密な連絡を取りながら行う。	中間報告 被害状況内訳表
最終報告	災害応急対策終了後10日以内に	1 正確な調査結果により行う。	最終報告 被害状況内訳表
その他 即報報告	右記に掲げる事項が発生した場合に直ちに	1 災害対策本部（災害警戒本部等を含む。）を設置又は解散したとき。 2 市長が自ら災害に関する警報を発したとき。 3 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行ったとき。	

資料編

- ・様式II 県様式1 災害発生報告 P819
- ・様式II 県様式2の(1) 中間報告、最終報告 P820
- ・様式II 県様式2の(2) 被害状況内訳表 P822

ウ 報告先

庶務班長が県等に行う災害情報の報告先は、次のとおりである。

災害情報の報告先

県が災害対策本部（県災害警戒本部）を設置する前	県が災害対策本部（県災害警戒本部）を設置した時
東予地方局 地域産業振興部 総務県民課 防災対策室 ・電話（直通）0897-56-3731(FAX兼用) ・県防災通信システム 電話 地上系 69-501-0-213 防災電話機 501-22~24, 501-31~32 FAX 地上系 501-21	県災害対策本部東予地方本部 (県災害警戒本部東予地方本部) 地方司令部

消防庁の報告先

平日(9:30～18:15) 総務省 消防庁 広域応援室	左記以外 総務省 消防庁 宿直室
・N T T回線 電話 (直通) 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	・N T T回線 電話 (直通) 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553
・消防防災無線 電話 63-90-49013 F A X 63-90-49033	・消防防災無線 電話 63-90-49102 F A X 63-90-49036
・地域衛星通信ネットワーク 電話 64-048-500-90-49013 F A X 64-048-500-90-49033	・地域衛星通信ネットワーク 電話 64-048-500-90-49102 F A X 64-048-500-90-49036

第4節 広報活動

地震による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、県、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者（調整班長）が実施する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第5節「広報活動」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	・各部、各班の総合連絡調整に関すること。
調整班	・災害関係の広報に関すること。 ・被害写真に関すること。 ・報道機関への発表に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。
情報処理班	・災害関係の広聴活動に関すること。
情報伝達班	・自治会及び自主防災組織への伝達に関すること。
援護班	・要配慮者及び要配慮者に関わる施設等への伝達に関すること。
予防班	・消防広報に関すること。 ・災害広報の応援に関すること。
消防班	・災害広報の応援に関すること。
下水道班	・災害広報の応援に関すること。
水道給水班 水道施設班	・災害広報の応援に関すること。

1 広報内容

市は、市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接な関係にある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、住民における第一義的な広報機関として、風水害等対策編第3章第4節「情報活動」3に掲げる収集情報に基づき積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに、変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 地震活動等に関する情報及び注意の喚起
- (4) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指示
- (7) 電気、ガス、水道、下水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (10) 防疫に関する事項
- (11) 医療救護所の開設状況
- (12) 被災者等の安否情報
- (13) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (14) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (15) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み

- (16) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (17) 災害復旧の見込み
- (18) 被災者生活支援に関する情報

2 広報文例

防災訓練や自治会との交流等を通じて、聞き取りまちがいのより少ない適切な広報文例となるよう改訂に努める。

資料編	・防災行政無線 広報文例 P139
	・緊急速報メール(エアメール)送信文例 P146

第5節 避難活動

大規模地震発生時においては、家屋倒壊や火災、崖崩れ、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のために可能な限りの措置を執ることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

また、住民に対して避難を求めるに当たっては、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施することのほか、地域の防災活動に参加することを併せて啓発する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第6節「避難活動」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導及び収容に関すること。 ・避難所の開設及び運営に関すること。 ・社会教育団体等への協力要請に関すること。
別子山班	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山地区の避難者の誘導及び収容に関すること。 ・別子山地区の避難所の開設及び運営に関すること。
教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童生徒の救護及び避難誘導に関すること。 ・学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報及び避難者の誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。

1 避難の方法

避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。

また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織（自治会、町内会等）の単位ごとに集団避難方法により、市職員、消防団員又は警察官の誘導の下、原則として次により避難する。

また、外国人、旅行者等に対して、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行う。

（1）避難情報が発令された要避難地区で避難を要する場合

- ア 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた一時避難場所へ集合する。
- イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、一時避難場所を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行う。
- ウ 住民等は、一時避難場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定避難場所、指定避難所へ避難する。
- エ 指定避難場所及び指定避難所へ避難した住民等は、当該指定避難場所等にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、消防団員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導の下に、他の安全な指定避難場所等へ避難する。

（2）その他の任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置を執った後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

特に、山・崖崩れの危険が予想される地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

2 指定避難所等の開設、運営

(1) 避難状況等の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

(2) 指定避難所等の安全確認

指定避難所等開設に先立ち、避難所が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

ア 施設管理者によるチェック

避難所の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか次の措置を行う。

(ア) 立入禁止措置**(イ) 安全が確認された他避難所の案内図の貼付****イ 応急危険度判定士によるチェック**

アのチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつきかねる場合は、施設管理者は、災害対策本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

災害対策本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

ウ 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させる。

3 職員の派遣

災害対策本部は、安全が確認された避難所から順次、避難所管理職員を派遣し、指定避難所等の開設に必要な業務に当たらせる。

4 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校の場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒等との住み分けを行い、あるいは応急仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 福祉避難所の設置

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対しては、必要により福祉避難所として開設し、要配慮者を収容する。

資料編	・緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P73
	・福祉避難所の指定状況 P76

第6節 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第7節「緊急輸送活動」を準用する。

第7節 交通応急対策活動

風水害等対策編第3章第8節「交通応急対策」の定めるところによるが、大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想されることから、道路管理者等（道路管理者、港湾及び漁港管理者）は、緊急輸送等応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を道路啓開等により速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努めるとともに、代替輸送路として、海上輸送路を確保する。また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者の執るべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままでし、窓を閉め、ドアロックはしない。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- (2) 避難のために車両を使用しない。

2 交通規制時の自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置を執る。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域等内において、警察官等（警察官、自衛官、消防職員、港湾管理者及び漁港管理者。以下「警察官等」という。）の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官等の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官等が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

第8節 消防活動

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により甚大な被害が予想されるため、市は元より、住民、自主防災組織、事業所等においても人命救助、出火防止及び初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携を取りつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第10節「消防活動」による。

1 消防活動の基本方針

地震災害は、地震の規模、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策を行う必要があるが、地震災害による被害を最小限に止めるために、市は、消防機関の全機能をあげて、次及び風水害等対策編に定める基本方針により消防活動を行う。

(1) 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するのは、二次的に発生する火災である。このことから、地震時における警防活動は、人命の安全確保を図るための活動を最優先させるとともに効果的な消防活動の推進を原則とし、総力をあげて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図る。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防本部及び消防団を指揮し、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

ア 災害発生状況等の把握

市内の消防活動等に関する次の情報を収集し、災害対策本部、警察署及び海上保安部等の防災関係機関と緊密な連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ウ) 消防車両等の通行可能道路

(エ) 消防水利等の使用可能状況

(オ) 要救助者の状況

(カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して迅速かつ適切な消防活動を行う。

(ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

(イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民等の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置を執る。

(ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

(エ) 救護活動の拠点となる医療機関、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

(オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

(カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動の連携に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救急救助活動の留意事項は次のとおりとする。

- (ア) 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定するなど被災状況に即して柔軟な対応を行う。
- (イ) 震災時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急性に応じて迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送体制の整備を図る。
- (ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、災害医療コーディネーター、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行う。
- (エ) 震災時は道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、警察署（交番、駐在所）等において保有している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。
- (オ) 中高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法（昭和23年法律第186号）に定める防火管理者・防災管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

(2) 消防団の活動

消防団は、地震災害時、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動等を行う。ただし、消防班が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮の下、消火活動等を行う。

ア 出火防止活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対して出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、自主防災組織及び地域住民と協力して初期消火に当たる。

イ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

ウ 避難誘導

避難**情報**が発令された場合に、これを地域住民及び自主防災組織に伝達し、関係機関と連絡を取りながら住民を安全な場所に避難させる。

エ 救急救助活動

各消防班による活動を補佐するとともに消防団に配備された救急救助資機材等を活用し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急救護を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 消防団員の安全確保

消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るために避難行動を最優先するものとする。

カ 自主防災組織の指揮活動

災害発生区域が広範囲にわたる場合には、市民、自主防災組織の防災リーダーを指揮し、応急措置に当たる。

(3) 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて消防庁に緊急時メンタルサポートチームの専門家の派遣を要請する。

第9節 水防活動

風水害等対策編第3章第11節「水防活動」を準用する。

第10節 人命救助活動

風水害等対策編第3章第12節「人命救助活動」を準用する。

第11節 災害救助法の適用

風水害等対策編第3章第14節「災害救助法の適用」を準用する。

第12節 食料及び生活必需品等の確保・供給

風水害等対策編第3章第15節「食料及び生活必需品等の確保・供給」を準用する。

第13節 飲料水の確保・供給

風水害等対策編第3章第16節「飲料水等の確保・供給」を準用する。

第14節 医療救護活動

風水害等対策編第3章第17節「医療救護活動」を準用する。

第15節 災害廃棄物等の処理

風水害等対策編第3章第20節「廃棄物等の処理」の定めるところによるが、大規模地震発生時に震災による建物の倒壊、焼失及び解体によって大量に発生する災害廃棄物の処理について定める。

国の策定する「災害廃棄物の処理指針（マスター・プラン）」や本市の災害廃棄物処理計画を基に、被災状況及び特性に応じた処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画を作成し、災害廃棄物の処理作業を実施する。実行計画は、作業の実施状況や災害廃棄物推計量などを見直し、その結果を反映させる。

1 市の活動

(1) 災害廃棄物対策組織の設置

災害対策本部に、災害廃棄物対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

(2) 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、次の内容を整理し県に報告する。

ア 家屋の倒壊に伴う解体件数

イ 廃棄物処理施設等の被災状況

ウ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計

エ 仮置場、仮設処理施設の確保状況

(3) 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

(4) 仮置場、仮設処理施設の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理施設を確保する。

(5) 住民への周知

災害廃棄物の搬入場所及び搬入時期、分別方法などを速やかに住民に周知する。

(6) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

(7) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理施設及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

(8) 災害廃棄物の処理の実施

被災状況を勘案したうえで、県が示す処理指針や新居浜市災害廃棄物処理計画に基づき、新居浜市災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を実施する。

(9) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続を実施する。

(10) NPO・ボランティア等との連携

災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。

2 企業の活動

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。

また、市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。

3 住民の活動

(1) 災害廃棄物の処理は、処理方法に応じた分別を行い、市の指示する方法により搬出等を行う。

(2) 河川、道路、港湾、海岸及び谷間等に投棄しない。

第16節 防疫・衛生活動

風水害等対策編第3章第18節「防疫・衛生活動」を準用する。

第17節 保健衛生活動

風水害等対策編第3章第19節「保健衛生活動」を準用する。

第18節 死体の搜索・措置・埋葬

風水害等対策編第3章第13節「死体の搜索・措置・埋葬」を準用する。

第19節 動物の管理

風水害等対策編第3章第22節「動物の管理」を準用する。

第20節 応急住宅対策

風水害等対策編第3章第23節「応急住宅対策」の定めるところによるが、特に大規模地震が発生し、地震や津波により建築物等が被害を受けたときは、その後の余震等による人的被害の発生を防止するため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について定める。

1 住宅対策

（1）応急危険度判定

大規模な地震や津波により被災した建築物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建築物の調査をし、その建築物が使用できるか否かの判定を行う。

（2）地震被災建築物応急危険度判定士の確保

災害対策本部は、建築物及び公共施設の地震後における被災の規模に応じて使用可否の判定が必要な場合は、直ちに建築関係団体の協力を得て、県に地震被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 宅地対策

（1）被災宅地危険度判定

大規模な地震及び津波災害又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を要請して危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

（2）被災宅地危険度判定士の確保

災害対策本部は、大規模な地震及び津波災害又は降雨等の災害により、必要と判断した場合は、住民の安全を確保するため、市職員により、又は県に被災宅地危険度判定士の出動を要請し、被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 住民への広報

災害対策本部は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、また被災宅地の二次災害の防止を図るため、住民に対して市ホームページ、臨時広報紙等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止措置、被災宅地の危険性等の広報活動等を行う。

第21節 応急教育活動

風水害等対策編第3章第24節「応急教育活動」を準用する。

第22節 要配慮者に対する支援活動

風水害等対策編第3章第25節「要配慮者に対する支援活動」を準用する。

第23節 孤立地区に対する支援活動

風水害等対策編第3章第9節「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

第24節 応援協力活動

風水害等対策編第3章第27節「応援協力活動」を準用する。

第25節 ボランティア等への支援

風水害等対策編第3章第26節「ボランティア等への支援」を準用する。

第26節 自衛隊災害派遣要請の要求等

風水害等対策編第3章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」を準用する。

第27節 消防防災ヘリコプターの出動要請

風水害等対策編第3章第28節「消防防災ヘリコプターの出動要請」を準用する。

第28節 ライフラインの確保

風水害等対策編第3章第30節「ライフラインの確保」を準用する。

第29節 公共土木施設等の確保

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに所管する施設・設備の調査を専門技術者により実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行う。

また、地震活動あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、新居浜建設業協同組合等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送路、公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

1 道路、橋梁

道路班長は、管理する道路、橋梁等道路施設が被害を受けた場合には、次のとおり応急復旧等を行い、**路上障害物**（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害における除雪を含む。）の有無も含めて、早急に被災状況を把握し、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。

また、別子山班長は、別子山地区において同様の対応を行うが、必要に応じて道路班長が指示又は対応をする。

なお、迅速な救命救急や救援支援物資などを支えるため、必要に応じて、道路啓開等の代行を国土交通省等に要請し、被災の状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講じ、迂回路が確保できない場合は、仮道、仮桟橋の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じる。

(1) 災害時の応急措置

- ア 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、道路パトロール、警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により調査し、庶務班長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。
- イ 上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。
- ウ 通行が不能又は危険な路線、区間については、警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期す。

(2) 応急復旧対策

地震により被害を受けた市道については、原則として緊急輸送道路指定の道路を優先し、新居浜建設業協同組合等に協力を求め、次のような実施手順に従って応急復旧を行う。

ア 応急復旧目標

応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるようを行う。

イ 応急復旧方法

- (ア) 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。
なお、状況によっては仮舗装を行う。
- (イ) 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。
- (ウ) 路面やのり面の崩壊については、土のう羽口工、杭打積土のう等の水防工法により行う。
- (エ) がけ崩れによって通行が不能となった道路については、崩壊土の排土作業を行う。
- (オ) 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端に堆積するものとする。
- (カ) 落下した橋梁、若しくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等必要措置を講じる。

2 河川管理施設

土木班長は、堤防、護岸その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、次のとおり応急措置に努める。

また、別子山班長は、別子山地区において同様の対応を行うが、必要に応じて土木班長が指示又は対応をする。

(1) 災害時の応急措置

- ア 管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに庶務班長及び県に報告するとともに、必要な措置を実施する。
- イ 河川等の機能を確保するため、管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、特に、橋脚、暗きよ流入口及び工事箇所の仮設物等に引っ掛けた浮遊物や障害物の除去作業を実施する。
- ウ 河川や排水路からの越水等により浸水被害が発生したときは、新居浜建設業協同組合等に応援を要請して応急排水を実施する。

3 海岸保全施設

港務班長及び農林水産班長等は地震発生後、早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、被害が確認された場合、堤防や護岸の崩壊等については、浸水被害及び施設の増破を防ぐため、土のうや矢板等により応急処置を講ずるとともに、水門等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、**水防管理者と連携し排水ポンプ車等を配置するなどして内水の排除に努める。**

また、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

4 港湾施設

港務班長は、地震後、早急に被害状況を把握し、庶務班長及び県に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行うほか、関係機関の協力を得て、危険箇所への立入り禁止措置や機能欠損箇所の応急修繕、情報伝達等必要な措置を講ずる。

また、新居浜港は、防災拠点となる港湾として位置づけられていることから、速やかに応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

5 漁港施設

農林水産班長は、地震発生後、直ちに漁業協同組合等の協力を得て、漁港施設の調査を実施し、被災状況の把握に努め、庶務班長及び県に報告するとともに、二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行う。

また、漁港区域の航路等については沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努める。

6 農業用施設

農林水産班長は、施設の災害が発生したときは、庶務班長及び県に報告し、災害が拡大しないように応急措置を実施するとともに、この災害に起因して二次災害を誘発しないように関係機関との連絡を密に取り、適切な措置を講じる。別子山班長は、別子山地区において同様の対応を行うが、必要に応じて農林水産班長が指示又は対応をする。

また、交通、水利等の施設災害を緊急に復旧する必要がある場合には、少なくともその機能を維持する程度まで復旧する。

資料編	・防災重点農業用ため池一覧表 P245
-----	---------------------

7 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

(1) 被害状況の把握

庁舎等の施設管理者は、地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

(2) 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

8 情報システム

情報処理班長及びその他関係機関は、地震災害時の情報システム（防災行政無線、インターネット、電話等）の確保対策として、次のような措置を講ずる。

- (1) 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) 情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

9 都市公園施設

土木班長は、地震後、職員を現地に派遣して早急に被害状況を把握し、庶務班長及び県に報告するとともに、状況に応じて使用や立入を禁止する措置を行う。

また、都市公園は、避難場所や避難所として利用される場合多いため、被害を受けた施設は、速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る。

第30節 危険物施設等の安全確保

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出その他の事故が発生した場合は、被害の拡大防止と軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設

(1) 事業者の活動

危険物施設が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に通報する。

(2) 市の活動

ア 公共の安全確保のために緊急に必要があると認めるときは、危険物施設の事業者等に対して、施設の使用停止等の措置を講じる。

イ 関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

(ア) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

(イ) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

(ウ) 危険物施設の応急点検

(エ) 施設の管理責任者と連携し、災害を防止するための消防活動や救出、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策の実施

ウ 火災の防御は、市が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、必要に応じて、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

2 高圧ガス施設

(1) 事業者の活動

高圧ガス施設が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に通報する。

(2) 市及び関係機関の活動

市は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認めるときは、高圧ガス製造事業者、高圧ガス貯蔵事業者、高圧ガス消費事業者等に対して、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

市は、災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいのおそれがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県（環境・ゼロカーボン推進課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に緊急対応を要請する。

3 毒物・劇物貯蔵施設

(1) 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、地震等により毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じる。

(2) 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡を取り、地域住民及び通行人等に対して、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

資料編 ・危険物製造所等設置許可数 P195

4 火薬類製造施設・貯蔵施設

(1) 事業者の活動

火薬庫が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。

(2) 県及び関係機関の活動

県は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認めるときは、火薬類製造事業者、火薬庫設置事業者に対して、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、火薬庫等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

第31節 社会秩序維持活動

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、市は、県、県警察、関係機関・団体等と協力して、人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

1 住民への広報

調整班長は、各種情報の不足や誤った情報等のため、市域に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、住民の執るべき措置等について呼びかける。

2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じて、物価の安定を図るための施策を実施する。

3 県に対する要請

本部長は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対して応急措置又は広報の実施を要請する。

第4章 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら県、市が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1節 災害復旧対策

災害復旧対策は、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に実施する。

また、市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 激甚災害の指定

(1) 基本方針

迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るための適切な措置を講ずる。

(2) 市の活動

ア 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。

イ 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

2 被災施設の復旧等

(1) 被災施設の復旧等

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。特に、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から対策を講ずる。

また、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連絡体制の整備・強化を図るものとし、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定期限を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、おおむね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

ア 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）を活用し実施する。

イ 道路、海岸、河川、港湾、漁港、上水道、下水道、都市公園施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により実施する。

ウ 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、砂防法（明治30年法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

する法律（昭和44年法律第57号）により実施する。

エ 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、関係機関が緊密に連携し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。

オ 公営住宅等については、公営住宅法（昭和26年法律第193号）により実施する。

カ 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）により実施する。

キ 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

（2）災害廃棄物の処理

大規模な地震被害の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

ア 市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

イ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

ウ 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

エ 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第2節 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講ずる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第4章第2節「復興計画」による。

1 復興計画の作成

(1) 計画の策定

市長は、必要があると認めたときは、震災復興計画を策定する。

(2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

(3) 計画の基本方針

計画策定に当たっては、新居浜市長期総合計画及び新居浜市国土強靭化地域計画との調整を図る。

(4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

(5) 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等との調整を行う。

(6) 大規模災害からの復興に関する法律等の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また、市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

2 防災まちづくりを目指した復興

風水害等対策編第4章第2節2「防災まちづくりを目指した復興」を準用する。

3 復興財源の確保

風水害等対策編第4章第2節3「復興財源の確保」を準用する。

4 事業推進の留意事項

風水害等対策編第4章第2節4「事業の推進の留意事項」を準用する。

第3節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置きながら、市民生活の安定を図るための施策を講じるとともに、自力による生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）を実施するほか、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用した支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第4章第4節「被災者等に対する支援」による。

1 被災者の経済的再建支援

(1) 基本方針

被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行う。

(2) 市の活動

ア 罹災証明書の発行

(ア) 調査班（火災の場合は、消防本部）に罹災証明書発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を遅延なく発行する。

(イ) 罹災証明書調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

2 中小企業を対象とした支援

(1) 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(2) 市の活動

ア 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

イ 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じて、実施する。

ウ 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

3 農林漁業者を対象とした支援

(1) 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(2) 市の活動

ア 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携して実施する。

イ 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に關し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第2節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるとおりである。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

- ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- イ 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な県の備蓄物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

市は、県に対して、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

(1) 応援協定等に基づく応援協定

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、応援協定等に基づく応援については、風水害等対策編第3章第27節「応援協力活動」の定めるところによる。

市は、必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

(2) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

県に対する消防防災ヘリコプターの出動要請については、風水害等対策編第3章第28節「消防防災ヘリコプターの出動要請」の定めるところによる。

(3) 県ドクターヘリの出動要請

県に対する県ドクターヘリの出動要請については、「ドクターヘリ相互応援に係る基本協定、愛媛県ドクターヘリ運航要領」の定めるところによる。

(4) 自衛隊の災害派遣要請の要求等

自衛隊の災害派遣要請の要求等については、風水害等対策編第3章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」の定めるところによる。

3 帰宅困難者への対応

(1) 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒步帰宅の抑制対策を進める。

(2) 帰宅困難者が多数発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

(3) 民間事業者は、帰宅困難者に対して、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

(1) 市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中止等の措置を講じるものとする。ただし、避難指示が発令されると津波に対する避難情報の対象区域への立ち入り等が制限されるため、津波浸水想定区域内の各施設については、避難情報が解除された後に緊急点検等を行う。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(2) 市又は堤防、水門等の管理者は、必要に応じて次の事項について別に定める。

- ア 堤防、水門等の点検方針・計画
- イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
- オ 防災行政無線の整備等の方針・計画

2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る基本的事項は、風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」、地震災害対策編第3章第2節「通信連絡」及び津波災害対策編第3章第3節「通信連絡」の定めるところによる。

(役割分担や連絡体制等の検討に当たって配慮すべき事項)

- 1 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- 5 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。

3 避難情報の発令基準

(1) 地域住民に対する避難情報の発令基準は、原則として次のとおり。

避難指示	
津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表されたとき。	
本部長が必要と認めたとき。 ^{※1}	

※1 津波に対する避難基準について本部長が必要と認めたときの具体例

停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受け ことができない場合	1分以上の強い揺れを感じた場合に避難指示を発令する。
遠地地震の場合	気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を参考に、状況に応じて、避難情報の発令を検討する。

津波に対する避難情報の対象区域

津波注意報が発表された場合	海岸及び海上（海岸堤防等より海側）
津波警報又は大津波警報が発表された場合 (遠地地震の場合を除く。)	津波浸水想定区域

- ア 市長は、上記の避難基準に基づいて、避難指示を発令する。
- イ 津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（同報系）、IP告知システム、ラジオ（コミュニティFM 新居浜7.8.0を含む。）、緊急速報メール、一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛星

携帯電話を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALE R T）、レアラート（災害情報共有システム）、広報車、市公式ホームページ、市メールマガジン、市公式F a c e b o o k 、市公式X（旧Twittre）アカウント、市公式L I N Eアカウント、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

4 避難対策等

(1) 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、愛媛県地震被害想定調査（南海トラフ巨大地震）の浸水想定地域のとおり。

市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な内容を行う。

なお、具体的な地域住民等の避難行動等については、風水害等対策編第3章第6節「避難活動」の定めるところによる。

(2) 市は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

ア 地域の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難指示の伝達方法

カ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 市は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する。

なお、具体的な避難場所及び避難所の運営・安全確保については、風水害等対策編第3章第6節「避難活動」の定めるところによる。

(4) 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成する。

(5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときはあらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置を執る。

(6) 他人の介護等をする者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

ア 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、必要に応じて避難支援等関係者と情報共有する。

イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(7) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は次のとおり。

ア 消防団、自主防災組織等との連携に努めること。

イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること。

(8) 避難所における救護上の留意事項

ア 市が避難所において避難者に対して実施する救護の内容は次のとおり。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 市は、アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置を執る。

(ア) 流通在庫の引渡し等の要請

(イ) 県に対して県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(9) 市は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

(10) 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

5 消防機関等の活動

(1) 市は、消防機関及び水防団が、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点にその対策を定める。

ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

オ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、消防本部が別に定めるところによる。

(3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置を赤字執る。

ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ 水防資機材の点検、整備、配備

6 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

(1) 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を赤字講じ、津波等により水道施設に被害が生じた場合にあっては、市内の管工事組合等に応援を要請するなど、迅速な応急対策に努める。

また、市では対応が困難な場合は、赤字公益社団法人日本水道協会に応援を要請する。

(2) 電気

ア 四国電力送配電株式会社新居浜支社は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を赤字実施する。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を赤字実施する。

イ 住友共同電力株式会社は、「風水害等対策編第3章第30節4電力施設」による措置を行うほか、防災業務計画により地震発生時の津波来襲に備えた措置を行う。

(3) ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を赤字実施する。

(4) 通信

西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ四国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社等は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源を確保する。

また、地震発生後、電波が輻輳した場合の対策等の措置を講ずる。

さらに、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策を講ずる。

(5) 放送

放送事業者は、次の措置を講ずる。

- ア 津波に対する避難が必要な地域の地域住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- イ 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を定める。

7 交通

(1) 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

なお、具体的な交通規制の内容については、風水害等対策編第3章第8節「交通応急対策」の定めるところによる。

(2) 海上

今治海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

(3) 鉄道

ア 津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を講ずる。

イ 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 病院、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校、職業訓練校、研修所等にあっては、

- a 当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(特別支援学校等)、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設等にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1) のアに掲げる措置を執るほか、次に掲げる措置を執る。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置を執るよう協力を要請する。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、(1) のア又はイに掲げる措置を執るとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成31年消防広第35号）に基づき消防本部が定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、団員の加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

なお、具体的かつ迅速な救助については、風水害等対策編第3章第10節「消防活動」、第12節「人命救助活動」、本編第3章第8節「消防活動」、第10節「人命救助活動」及び津波災害対策編第3章第9節「消防活動」、第11節「人命救助活動」の定めるところによる。

第4節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等

地震に関する防災対策は、突発的に発生する地震に備えて対策を進めていくことが基本であるが、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まると評価され「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合には、その情報を適切に活用し、被害軽減につなげていくことが重要である。

このため、市、県及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報等に対する初動体制、情報収集及び伝達手段等を定め、防災体制の構築及び連携強化に努める。

1 南海トラフ地震に関する情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まると評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関する情報」と呼ぶ）。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定期例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ臨時情報（調査中）」「同情報（巨大地震警戒）」「同情報（巨大地震注意）」「同情報（調査終了）」の4種類がある。

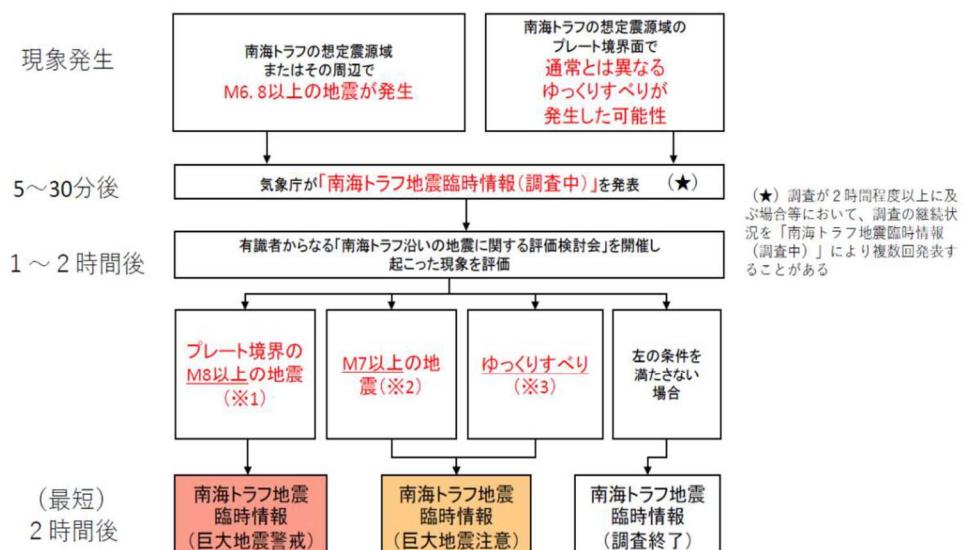
情報名 発表時間	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 地震発生等から5～30分後	調査中	<p>次のいずれかにより気象庁が臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報 地震発生から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。）
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び海溝軸外側 50km 程度までの範囲（下図参照）
- ※2 モーメントマグニチュード7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込に伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を見るため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



③ 情報発表までの流れ

気象庁による、異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次図のとおりである。



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

出典：気象庁HP 令和元年報道発表資料「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始についてより

4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の災害応急対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、危機管理監は、状況に応じて速やかに災害対策（警戒）本部に移行できるよう、全部局に対する連絡等所要の準備を行い、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担及び連絡体制等を定める。

5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の災害応急対策

（1）災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、直ちに『災害対策本部』を設置し的確かつ円滑に運営する。

ア 災害対策本部体制

本編第3章第1節を準用する。

イ 情報の収集・伝達

風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」及び本編第3章第3節を準用する。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するほか、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制を整備する。

（3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

ア 市、県及び関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備する。

イ 市、県及び関係機関等は、災害対策（警戒）本部からの指示事項等の伝達を迅速かつ確実に行う。

ウ 市、県及び関係機関等は、災害応急対策に係る措置の実施状況の報告を迅速かつ確実に行う。

（4）災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、原則として災害対策本部体制により警戒する措置を執る。

また、当該期間経過後1週間、必要に応じて災害警戒本部体制を継続し、後発地震に対して注意する措置を執る。

（5）避難対策等

ア 市民等の避難行動等

（ア）国からの指示が発せられた場合において、後発地震発生後では地域住民の避難が完了しないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域※」といふ。）については、後発地震に備えて1週間程度避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を策定する。

※ 事前避難対象地域には、全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」といふ。）と事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」といふ。）がある。

校区	事前避難対象地域	校区	事前避難対象地域
高津	清水町	多喜浜	多喜浜一丁目
浮島	宇高町四丁目		多喜浜二丁目
垣生	垣生三丁目 長岩町		多喜浜三丁目
神郷	松神子三丁目 松神子四丁目		阿島二丁目

(イ) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難する。

(ウ) 高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

(エ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等を除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対して、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

イ 指定避難所の運営

(ア) 避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割を検討する。

(イ) 被災後の避難ではないため、必要最低限のものを各自で準備することを基本とする。

(6) 消防機関等の活動

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防部及び消防団（水防団）が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(イ) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(7) 交通

ア 道路

(ア) 市は、道路管理者等と調整のうえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

(イ) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう周知を行う。

(8) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の災害応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害に関する会議等の設置等

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、災害警戒本部会議を開催し、一部割れのケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、それが観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでは、災害警戒本部体制対応を行う。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を執る。

(4) 市の執るべき措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対して、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨の呼びかけを行う。

また、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認する。

7 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の災害応急対策

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）等の伝達等

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、災害応急対策に係る所要の準備を終了し、関係部局にその旨を連絡する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震等による災害から市域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的に整備を推進する。（以下の事業について、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を記載する事業は、政令・告示に留意すること。）

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

2 避難場所の整備

3 避難経路の整備

4 土砂災害防止施設

5 津波防護施設

6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設及び「南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（平成25年総務省告示第489号）」に定める施設

7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

8 通信施設の整備

（1）市防災行政無線

（2）その他の防災機関等の無線

9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行う。

（1）市の事業

（2）特定事業所の事業

第6節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対して、必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項

- (1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること。
- (2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を**推進する。**

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

なお、防災教育は、各部課等、機関ごとに行い、その内容は次の事項を含むこととする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を**実施する。**

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、ハザードマップ等の印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行**う。**

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り7日分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。